

# 岐阜県災害廃棄物処理計画

令和8年3月

岐 阜 県

# 岐阜県災害廃棄物処理計画 目次

## 第1編 総則

1-1	背景及び目的	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	1
3	これまでの改定状況	2
1-2	計画の基本的考え方及び構成	3
1	基本的考え方	3
2	計画の構成	3
1-3	基本的事項	5
1	計画の位置付け	5
2	対象とする災害と被害想定	7
3	災害廃棄物処理の基本方針	9
4	対象とする業務と災害廃棄物	9
5	処理主体	12
1-4	計画の見直し	14

## 第2編 災害廃棄物対策

### 第1章 平時の備え（体制整備等）

1-1	組織体制・指揮命令系統	15
1	災害対策本部	15
2	部及び班の設置	15
3	廃棄物対策班の構成・事務分掌	15
1-2	職員への教育訓練・住民への普及啓発	17
1-3	情報収集・連絡	18
1	災害対策本部から収集する情報の項目	18
2	市町村から収集する情報の項目	18
3	関係機関との連絡体制	18
1-4	協力支援体制	19
1	自衛隊・警察・消防との連携	19
2	県内市町村との連携	20
3	他都道府県との連携	21
4	各種支援制度の有効利用の機能化	21
5	中部ブロック広域連携計画に基づく支援	22
6	民間事業者との連携	22
7	ボランティアとの連携	23
8	災害ケースマネジメント	23
1-5	一般廃棄物処理施設の防災対策	25
1	一般廃棄物処理施設の耐震化等の把握及び助言	25
2	一般廃棄物処理施設の点検・補修体制に関する整備状況の把握及び助言	25
3	仮設トイレのし尿処理	26

1-6	災害廃棄物処理の推計	.....	27
1	災害廃棄物発生量の推計	.....	27
2	し尿収集必要量の推計	.....	30
3	避難所ごみ量の推計	.....	31
4	災害廃棄物の収集運搬に必要な収集運搬車両台数の推計	.....	32
5	県内の廃棄物処理施設（焼却・最終処分）の処理可能量の推計	.....	33
6	仮設焼却施設等の設置必要基数の推計	.....	34
7	災害廃棄物の仮置場の必要面積の推計及び確保	.....	34
8	水害による災害廃棄物発生量の推計等	.....	37
1-7	災害廃棄物処理の広域処理等	.....	41
1	圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量	.....	41
2	災害廃棄物の広域処理等スケジュール	.....	42
1-8	災害廃棄物処理の課題	.....	43
1-9	公費解体及び自費解体に係る償還制度	.....	44
1-10	今後の県の取組	.....	47
第2章	発災後対応（応急対策期）		
2-1	災害廃棄物の処理主体	.....	48
2-2	組織体制・指揮命令系統	.....	49
2-3	情報収集・連絡	.....	51
1	発災直後	.....	51
2	発災後3日目まで	.....	51
2-4	協力・支援体制	.....	52
1	自衛隊・警察・消防との連携事項	.....	52
2	国、応援地方公共団体との連携事項	.....	52
3	事業者団体、災害廃棄物処理支援団体との連携事項	.....	52
2-5	一般廃棄物処理施設等	.....	54
1	一般廃棄物処理施設等の安全性の確認・補修	.....	54
2	し尿処理	.....	54
3	避難所ごみ等	.....	54
4	仮置場	.....	54
5	住民広報	.....	57
6	産業廃棄物処理施設の活用	.....	58
2-6	被災市町村への人材派遣	.....	59
第3章	災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）		
3-1	災害廃棄物処理実行計画	.....	60
1	災害廃棄物処理実行計画の作成	.....	60
2	発生量・処理可能量・処理見込み量	.....	61
3	処理スケジュール	.....	62
4	広域処理等フロー	.....	62
5	災害廃棄物処理の進捗管理	.....	62
6	再資源化した製品の利用促進	.....	62

3-2	災害廃棄物の広域処理等	.....	63
1	方針	.....	63
2	調整方法	.....	63
3-3	し尿の広域処理	.....	64
1	方針	.....	64
2	調整方法	.....	64
3-4	生活ごみ及び避難所ごみの広域処理	.....	65
1	方針	.....	65
2	調整方法	.....	65
3-5	県を越えた災害廃棄物の処理の広域調整	.....	66
第4章 代行処理			
4-1	県による代行処理の方針	.....	67
4-2	県への災害廃棄物処理の事務の委託方法	.....	67
4-3	国による代行処理	.....	67
資料編			..... 68

**改定履歴**

平成28年3月策定  
平成29年9月改定  
令和3年6月改定  
令和4年3月改定  
令和8年3月改定

# 第1編 総則

## 1-1 背景及び目的

---

### 1 計画策定の背景

- ・ 岐阜県（以下「県」という。）は、南海トラフ地震や内陸型地震による災害に対する備えを進めるため、平成17年3月に「岐阜県地震防災対策推進条例」を制定し、平成18年4月には「岐阜県地震防災行動計画」を策定する等、地震防災対策の強化や風水害（河川氾濫・土砂災害等）への備えを進めてきた。
- ・ その後、災害廃棄物対策に関し、県内の事業者団体との協定の締結や県と県内市町村による広域応援体制を確立するため平成19年2月に「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を策定した。
- ・ 国は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成25年12月に事前防災・減災や迅速な復旧・復興等に備えた強靱な国づくりに関する基本理念と国等の役割を定めた国土強靱化基本法を制定し、平成26年6月には、同法第10条に基づき、国土強靱化推進に向けた国の施策の基本的計画となる国土強靱化基本計画を策定した。
- ・ また、平成26年3月に地方公共団体の災害廃棄物対策の指針となる「災害廃棄物対策指針」（以下、「指針」という。）を策定し、平成27年7月には平時における非常災害の備えや災害発生時の特例措置等の規定を整備するため廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の改正を行った。
- ・ こうした中、県では、平成27年3月に岐阜県強靱化計画を全国に先駆けて制定するとともに、災害廃棄物対策として、従来の「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を見直し、県の「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」で被害想定として示された5つの地震及び浸水想定区域図に基づく水害を対象とした「岐阜県災害廃棄物処理計画」（以下、「計画」という。）を平成28年3月に策定した。
- ・ 今回の改正は、令和6年能登半島地震等の近年の大規模災害から得られた知見や令和7年3月に策定された第3期岐阜県強靱化計画を踏まえ、より実効性の高い計画とすることを目的として実施した。
- ・ 具体的には、現指針に即した災害廃棄物発生量の推計値の更新、公費解体及び自費解体に係る償還制度、災害ボランティアとの連携、効果的な広報手段、仮置場の設置及び運営等に関する内容を拡充した。

### 2 計画の目的

- ・ 災害廃棄物の処理は、大規模災害の発生時においては、迅速な復旧・復興を推進するための第一歩として位置付けられるものであり、平時から県、市町村、国、民間事業者等の連携を図るとともに、発災時には連携して対応できるよう事前の備えを十分にしておくことが求められている。
- ・ 本計画は、平時から市町村、事業者団体との連携体制を確認するとともに、災害発生後の早期復旧・復興を果たすべく、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に資することを目的とする。

### 3 これまでの改定状況

- 平成 29 年 9 月 ・大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」の位置付けを追加
- 令和 3 年 6 月 ・県防災課における「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果（平成 31 年 2 月）」で新たに示された 6 つの地震の被害想定を追加  
・国の「災害廃棄物対策指針」の改定等を踏まえた修正
- 令和 4 年 3 月 ・静岡県熱海市で令和 3 年 7 月に発生した土石流災害に係る検証結果を踏まえた改定

## 1-2 計画の基本的考え方及び構成

---

### 1 基本的考え方

- ・ 計画は、災害時に必要となる事項を発災前、応急対策期、復旧・復興期に分けて整備する。計画の対象とする災害は、地震、風水害その他の自然災害とするが、被害想定は「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」（以下、「被害想定調査結果」とする。）で示された11の地震について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握する。
- ・ 計画と整合のある市町村災害廃棄物処理計画の策定を要請する。
- ・ 被害抑止と被害軽減の観点から、発災前の対策について整理する。
- ・ 災害廃棄物の処理を迅速かつ生活環境に配慮した適正な処理を行うため、災害発生時に県が行うべき業務を明らかにするとともに、市町村、事業者団体との連携体制を平時から確立し、災害時における迅速な行動の確保に努める。
- ・ 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、市町村が処理責任を負うものであるが、大規模災害時には、市町村が、災害廃棄物の処理をその区域内で完結することができない場合が想定されることから、県内における広域処理や仮設処理施設の設置、地方自治法上の事務委託による県の代行処理も想定する。
- ・ 災害廃棄物は、地震等の災害により建物の倒壊等から発生するがれき等、一度に大量に発生する。通常一般廃棄物の処理とは異なる配慮が必要となる場合が多いため、平時からその処理に対する考え方を明らかにしておく。
- ・ 復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定する。なお、被災市町村において、3年以内に処理できないおそれがある場合は、広域応援体制を構築する。

### 2 計画の構成

#### 第1編 総則

計画策定の背景及び目的を明らかにするとともに、計画の位置づけ、対象とする災害や災害廃棄物、計画の前提となる被害想定や災害廃棄物発生量等、計画に係る基本的事項をまとめる。

#### 第2編 災害廃棄物対策

##### 第1章 平時の備え（体制整備等）

災害時の県の組織体制及び指揮命令系統、自衛隊・警察・消防・国・他都道府県・市町村・事業者団体との連携体制の整備、一般廃棄物処理施設の耐震化や補修に必要な資機材の備蓄、仮置場候補地の選定、有害物質の保管場所の情報収集等、被害抑止及び被害軽減の観点から平時において実施すべき事項について整理する。

##### 第2章 発災後対応（応急対策期）

災害発生時における県の組織体制及び指揮命令系統、自衛隊・警察・消防・国・他都道府県・市町村・事業者団体からの支援の受入の実施方法、災害廃棄物処理実行計画の作成、仮置場の設置、災害廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化等、発災後に実施すべき事項について整理する。

### 第3章 災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）

被災市町村が、その区域内で発生した災害廃棄物の処理を完結できない場合に実施する市町村間を超えた広域処理等について、方針と手順を整理する。

### 第4章 代行処理

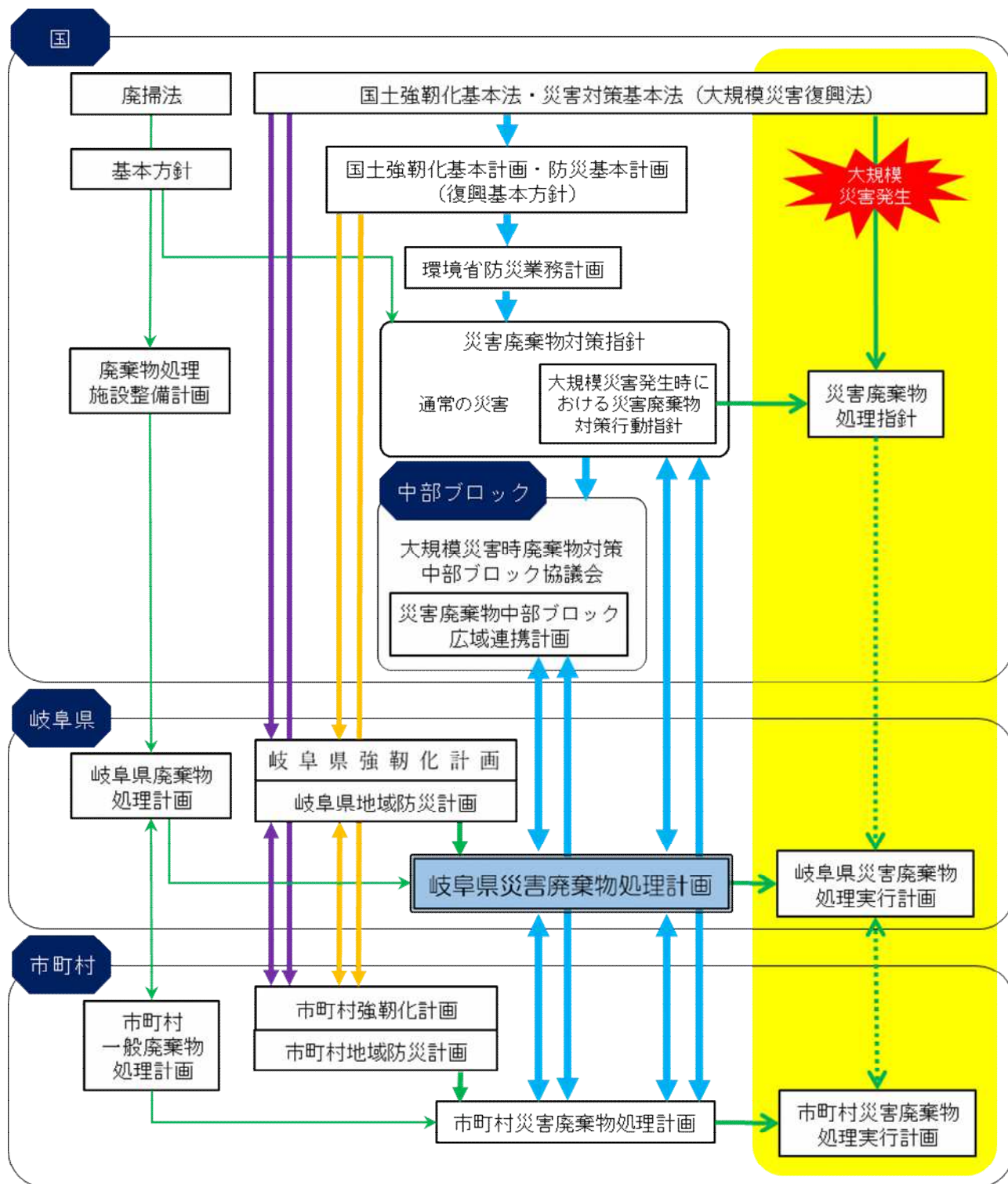
県が行政機能を喪失した被災市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づく事務の委託（以下、「事務委託」という。）を受けて自ら処理を行う場合の方針等を整理する。

## 1-3 基本的事項

---

### 1 計画の位置付け

- ・ 計画は、国が作成した災害廃棄物対策指針を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）第5条の5の規定に基づき、県における災害廃棄物処理の基本的な考え方と県の役割をまとめたもので、その位置付けは、次項の図のとおりである。
- ・ 計画は、国土強靱化基本法に基づき作成された岐阜県強靱化計画及び災害対策基本法に基づき作成された岐阜県地域防災計画に基づく計画と整合を図る必要がある。
- ・ 市町村においては、計画と整合を図った市町村災害廃棄物処理計画を作成するとともに、発災時に国が大規模災害発生時に「災害廃棄物処理指針」を策定した場合には、被災市町村が災害廃棄物処理指針の内容及び市町村災害廃棄物処理計画を反映した市町村災害廃棄物処理実行計画を作成する。

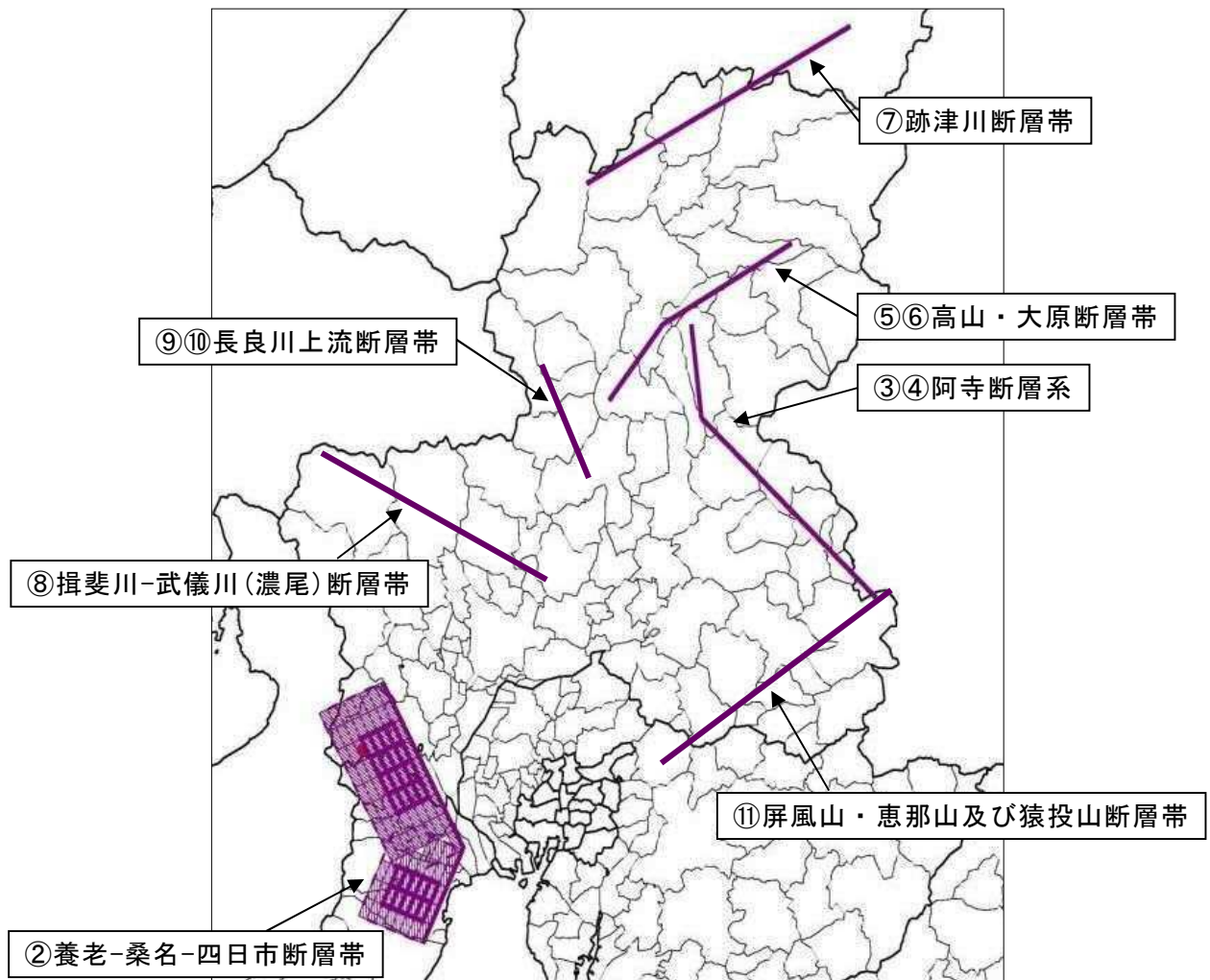
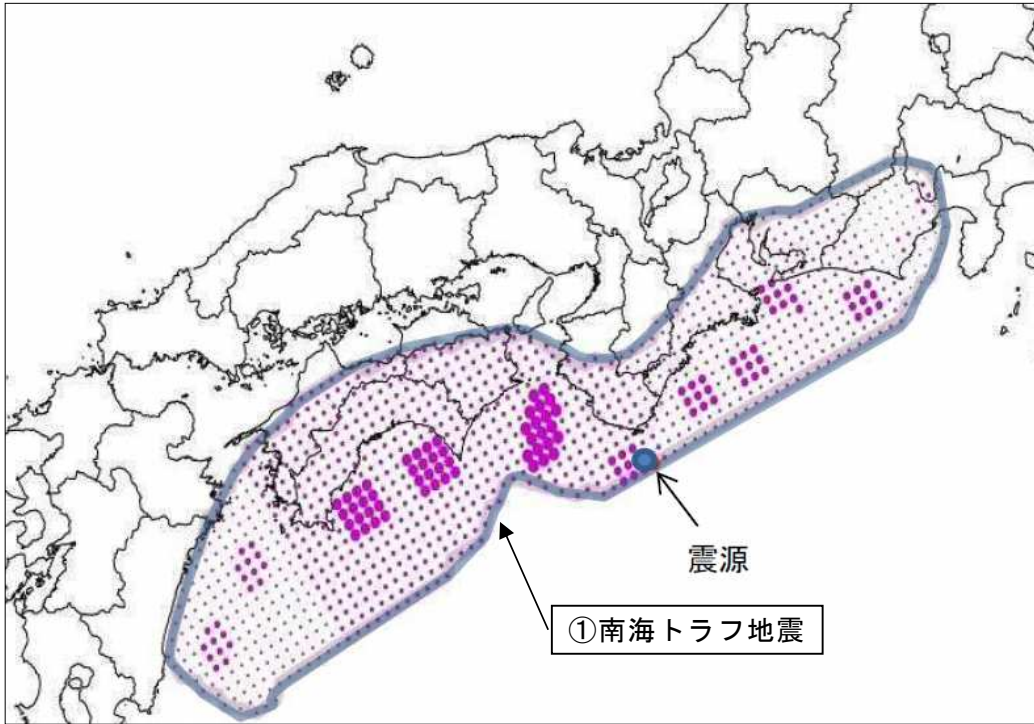


【図1】岐阜県災害廃棄物処理計画の位置付け

## 2 対象とする災害と被害想定

### (1) 対象とする災害

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、県は、平成 23 年 11 月から平成 25 年 2 月にかけて、南海トラフ地震及び岐阜県に影響のある 4 つの内陸直下型地震（養老-桑名-四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施し、平成 25 年 2 月に「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」として公表した。
- ・ また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえ、県は、平成 29 年 7 月から平成 31 年 2 月にかけて、県内主要断層帯における内陸直下地震（揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層系地震、高山・大原断層帯地震）を対象に震度分布解析及び地震被害想定調査を実施し、平成 31 年 2 月に「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」として公表した。
- ・ 計画の対象とする災害は、地震、風水害その他の自然災害とするが、被害想定は「被害想定調査結果」で示された 11 の地震について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握する。



【図2】地震被害想定を行っている断層の位置

「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」から

## (2) 地震ごとの被害想定

- 「被害想定調査結果」で示された地震ごとの県内の被害想定は、下表のとおりであり、災害廃棄物の発生量は、この家屋被害の想定に基づいて推計する。

【表 1】被害想定調査結果により示された地震・規模・家屋被害

地震	規模※	家屋被害		
		全壊(棟)	半壊(棟)	焼失(棟)
①南海トラフ地震	M9.0	35,000	100,000	210
②養老-桑名-四日市断層帯地震	M7.7	68,000	113,000	1,300
③阿寺断層系地震(南端から北西へ)	M7.9	16,000	37,000	160
④阿寺断層系地震(北端から南東へ)	M7.9程度	20,500	42,400	270
⑤高山・大原断層帯地震(北端から南西へ)	M7.6	17,000	32,000	280
⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)	M7.6程度	15,600	23,200	320
⑦跡津川断層帯地震	M7.8	20,000	39,000	380
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震 (北端から南東へ)	M7.7程度	77,000	130,000	1,430
⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)	M7.3程度	26,500	58,600	310
⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)	M7.3程度	10,200	15,800	180
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 (南端から北東へ)	M7.7程度	31,000	52,000	480

※県防災課公表資料から

## 3 災害廃棄物処理の基本方針

- 災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底等により、可能な限り再資源化を進める。
- 廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理する。
- 復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定する。なお、被災市町村において、3年以内に処理できないおそれがある場合は、広域応援体制を構築する。
- 被災市町村の行政機能が喪失した場合には、県は地方自治法に基づく事務委託を受け、自ら災害廃棄物処理を行う。

## 4 対象とする業務と災害廃棄物

### (1) 業務の内容

- 災害廃棄物処理業務の内容及び県と市町村の役割は、以下のとおりである。

時期	県	市町村
発災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>関係機関連絡窓口の定期的な確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>関係機関連絡窓口の定期的な確認</li> </ul>
平時の備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の助言</li> <li>災害応援協定の締結(他都道府県、事業者団体等)</li> <li>資機材の保有状況の定期的な確認</li> <li>有害物質の保管場所の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の実施</li> <li>災害応援協定の締結(他市町村、事業者団体等)</li> <li>仮置場候補地の選定</li> <li>仮設トイレの確保</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有地及び県有地から仮置場候補地リストを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の保有状況の定期的な確認</li> </ul>
<p>発災後</p> <p>応急対策</p>	<p><b>【概ね3日以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制（廃棄物対策班）の設置</li> <li>・情報収集・連絡（市町村、他都道府県、国、事業者団体）</li> <li>・道路の啓開に伴う災害廃棄物の撤去（県管理道路）</li> <li>・し尿、ごみ（避難所ごみ、生活ごみ）処理の応援の実施に関する連絡調整（他都道府県との連絡調整を含む）</li> </ul>	<p><b>【概ね3日以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の設置</li> <li>・人命救助及び優先道路の啓開に伴う災害廃棄物の撤去（自衛隊、警察、消防、県との連携）</li> <li>・仮設トイレ（避難所）の確保、設置</li> <li>・し尿処理施設の点検、確認</li> <li>・し尿の収集運搬、処理体制の確保</li> <li>・一般廃棄物処理施設の点検（し尿処理施設及び焼却施設を優先）</li> <li>・一般廃棄物処理施設への進入路の確認</li> <li>・生活ごみ、避難所ごみの収集運搬、処理体制の確保</li> <li>・仮置場候補地の被害状況確認及び候補地以外の仮置場の検討</li> <li>・県に対する実施状況の連絡、応援要請</li> </ul>
	<p><b>【概ね3日～2週間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計（全体）</li> <li>・災害廃棄物処理可能量の推計</li> <li>・仮置場候補地リストの提供</li> <li>・有害廃棄物・危険物の所在場所等、県が把握している情報の提供</li> <li>・被災していない市町村、民間の処理施設に対する受け入れの打診</li> <li>・衛生管理情報の提供</li> <li>・被災市町村からの事務の受託</li> </ul>	<p><b>【概ね3日～2週間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計</li> <li>・一般廃棄物処理施設の安全確認、補修</li> <li>・仮置場の確保、設置及び分別方法周知</li> <li>・収集運搬体制の確保</li> <li>・倒壊の危険のある建物の解体（*）</li> <li>・腐敗性廃棄物の処理開始</li> <li>・有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知</li> <li>・県への事務委託の検討</li> </ul>
	<p><b>【概ね2週間～1か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の動向（災害廃棄物処理指針、国庫補助範囲の拡充等）の情報収集</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成支援</li> <li>・広域処理の受け入れ調整</li> </ul> <p><b>市町村から事務委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託範囲の確定</li> <li>・事務委託の手続（規約、議決、告示）</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の検討</li> </ul>	<p><b>【概ね2週間～1か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成</li> <li>・収集運搬の実施</li> <li>・仮置場の設置・管理・運営</li> <li>・腐敗性廃棄物の処理</li> <li>・有害廃棄物・危険物の回収ルート確立</li> </ul> <p><b>県へ事務委託する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託範囲の確定</li> <li>・事務委託の手続（規約、議決、告示）</li> </ul>
	<p><b>【概ね1か月～3か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理の進捗管理</li> <li>・国庫補助事務（災害査定等の対応）</li> <li>・他都道府県に対する協力要請（災害廃棄物の広域処理）</li> </ul> <p><b>市町村から事務委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成</li> <li>・仮設処理施設の設置場所選定</li> </ul>	<p><b>【概ね1か月～3か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬の実施</li> <li>・仮置場の管理・運営（火災防止・環境モニタリング・悪臭・害虫等対策）</li> <li>・建物解体撤去（*）</li> <li>・放置車両の移動・返還</li> <li>・国庫補助事務（災害査定等の対応）</li> </ul>
<p>復旧・復興</p>	<p><b>【概ね3か月以降】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理の進捗管理</li> </ul> <p><b>市町村から事務委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設の整備（許認可、運用に必要なインフラ整備、発注手続）</li> <li>・災害廃棄物の処理</li> </ul>	<p><b>【概ね3か月以降】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理</li> </ul>

\*災害対策基本法第 64 条の規定に基づき、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

## (2) 対象とする災害廃棄物

### ア 災害廃棄物の定義

- ・ 計画において対象とする災害廃棄物は、「自然災害に起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。」と定義する。
- ・ なお、放射性廃棄物の処理については、計画の対象としない。

### イ 災害廃棄物の種類

- ・ 災害廃棄物は、がれき、有害廃棄物・危険物、取扱いに配慮が必要な廃棄物及び避難所ごみ等到大別される。

【表 2】計画の対象とする発災時の災害廃棄物の種類と特性

区 分	種 類	特 性
がれき	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	その他（残材）	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 ※土砂と廃棄物の混合物については、国土交通省所管の堆積土砂排除事業（自然災害により市街地に多量に堆積した土砂を市町村が排除するのを補助する事業。廃棄物と一括処理した後の按分財政支援も可能）との連携が生じる場合がある
有害廃棄物・危険物		石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、化学物質、フロン類・CCA（クロム・銅・ヒ素）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類などの有害廃棄物
		太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物
取扱いに配慮が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電等	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	適正処理困難物・その他	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの。石こうボード等。
避難所ごみ等	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレからの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

## 5 処理主体

- ・ 災害廃棄物の処理主体は、市町村等である。災害廃棄物は一般廃棄物であるため、廃掃法第6条の2の規定により、市町村が処理の統括的責任を負うこととなる。（※1）
- ・ 県は、県内の市町村、近接する県、国及び事業者団体との間で、支援及び協力体制を整えることなど廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行う。
- ・ 被災市町村の行政機能が喪失して被災市町村が災害廃棄物を処理することができない場

合には、県は、事務委託を受け処理を行う。

- ・ 県は市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるように、国に対して関係法令に関する特別措置、財政支援措置の実施を要請する。
- ・ また、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）（※2）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）（※3）等を活用して被災市町村に対し支援を行う。
- ・ 県内の一般廃棄物処理施設における広域処理等によっても、3年以内に処理ができない災害廃棄物が発生した場合には、産業廃棄物処理施設の活用を検討する。

※1 災害廃棄物対策指針においては、道路や河川等に堆積している土砂流木等の取扱いや災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等の取扱いについて基本的な考え方が示されている。（総則1-11）

※2 D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

- ・ 環境省が中心となり、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築した。
- ・ 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等である。
- ・ 一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業に加え、幅広い関連業界も含めた民間事業者団体のそれぞれの役割分担等について整理し、連携・協力体制を整備した。
- ・ 平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進める。さらに、地方自治体の災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等を支援する。
- ・ 発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う。

※3 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

- ・ 災害廃棄物処理を経験し知見を有する地方公共団体の職員を災害廃棄物処理支援員として環境省が登録し、被災市町村へ人的支援を行う。県は被災市町村と環境省との派遣の調整等を行う。

#### 1-4 計画の見直し

---

- ・ 「被害想定調査結果」による被害想定が見直された場合、処理施設の新たな設置や廃止、処理施設の耐震化等により災害廃棄物の処理能力が著しく増減した場合及び計画に基づく訓練等により是正すべき計画の課題が抽出された場合など、必要に応じて計画を継続的に見直すことにより、より実効性のある計画を目指す。

## 第2編 災害廃棄物対策

### 第1章 平時の備え（体制整備等）

#### 1-1 組織体制・指揮命令系統

---

##### 1 災害対策本部

- ・ 計画で想定する災害が発生したときは、岐阜県地域防災計画に基づき、知事を本部長、副知事を副本部長とし、警察本部長、教育長、会計管理者、各部の長等を本部員とする災害対策本部が設置される。
- ・ また、地域における災害対策事務の円滑な処理を図るため、県事務所の所管区域ごとに県事務所長（岐阜地域については危機管理部次長）を支部長とし、当該所管区域の現地機関の長を支部員とする支部が設置される。

##### 2 部及び班の設置

- ・ 災害対策本部が設置されたときは、岐阜県地域防災計画に基づき、本部に環境エネルギー生活部廃棄物対策班が設置され、支部に総務班が設置される。
- ・ 環境エネルギー生活部長及び次長は、環境エネルギー生活部内の災害対策を総括し、指揮する。

##### 3 廃棄物対策班の構成・事務分掌

###### （1）基本的な編成（市町村が災害廃棄物処理を行う場合）

###### ① 構成

リーダー	係	廃棄物対策課	他の所属
廃棄物対策課管理職員を充てる。 課長を統括リーダーとする。	総括係	4名	—
	広域調整係	6名	—
	情報収集係	6名	—

※ 標準的な人数を示す（以下同じ）

- ・ 要員の追加が必要な場合は、環境エネルギー生活部長の指示により、部内各課から応援職員を動員する。
- ・ 初動期経過後は、統括リーダーが、業務量に応じて人数の調整を行う。

② 業務内容

係名	業務内容
総括係	・災害対策本部との連絡調整
広域調整係	・広域応援の実施に関する連絡調整（市町村、他都道府県、国、事業者団体） ・災害廃棄物処理全般の進行管理（国が災害廃棄物処理指針を策定した場合は県災害廃棄物処理実行計画の作成） ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の作成支援
情報収集係	・被災市町村（一部事務組合を含む）、県事務所等からの情報収集 ・災害査定対応 ・国庫補助関係事務

（２）県が災害廃棄物処理を実施する場合の編成

- ・ 県が被災市町村からの事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合には、チームの構成及び業務内容を以下のとおりとする。

① 構成

リーダー	係	廃棄物対策課	部内各課	他の所属
廃棄物対策課管理職員を充てる。課長を統括リーダーとする。	総括係	2名		
	計画係	3名		
	施設係※1	2名	6名	2名※2
	管理係	2名	4名	
	処理困難物等処理係	3名	6名	

※1 仮設焼却施設を1基建設・運用する場合の人員とし、複数基設置する場合は、同規模の複数班体制とする。

※2 岐阜県災害対策マニュアル（危機管理部作成）に基づき、県災害対策本部職員派遣チームに、施設の設計等に必要な技術職員の派遣を要請する。

② 業務内容

班名	業務内容
総括係	・災害対策本部との連絡調整
計画係	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理実行計画の進捗管理
施設係	・二次仮置場の整備・管理 ・仮設焼却施設の整備・管理
管理係	・国庫補助金の申請 ・災害査定対応
処理困難物等処理係	・有害廃棄物・危険物、適正処理困難物の処理 ・各リサイクル法によりリサイクルルートが確立された廃棄物の処理 ・廃自動車等の所有者調査、処理 ・廃家電類の処理

## 1-2 職員への教育訓練・住民への普及啓発

---

- ・ 計画の内容を平時から職員に周知し、災害時に有効活用されるよう職員の教育訓練を継続的に行う。
- ・ 教育訓練は、災害時に情報が混乱することを避けるための情報伝達訓練や、災害を想定したシミュレーション訓練により、職員の教育を継続的に行う。
- ・ また、災害廃棄物の処理に関する知見を得るため、過去の地震災害や水害における災害廃棄物処理に関する研修会を開催する等の人材育成を図る。
- ・ 教育訓練や研修会により計画の課題を抽出し、必要に応じて計画を継続的に見直す。
- ・ 教育訓練には、市町村、関係団体等の関係者の参加を促し、より実践的な訓練の実施に努める。
- ・ 市町村においては、発災時の住民広報を想定し、掲載すべき項目を平時から整理して、チラシ等の文面作成を平時から進めておくことが重要となる。また、平時においても可能な範囲で住民への広報や意識醸成に取り組むことが望ましい。日常ごみの分別パンフレット内に災害ごみの項目を設けて仮置場開設や分別品目を記載している例や、住民を含めた災害廃棄物ワークショップを開催している例等もあり、こうした取り組みについて県は助言する。

### 1-3 情報収集・連絡

- ・ 災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時において収集する情報の種類・内容及び情報の収集・連絡体制を明確にすることにより、関係機関との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。

#### 1 災害対策本部から収集する情報の項目

- ・ 廃棄物対策班が災害対策本部から収集する情報は、以下のとおりとする。

区 分	情報収集項目	目 的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所名</li> <li>・ 各避難所の収容人数</li> <li>・ 浄化槽の設置の有無</li> </ul>	避難所ごみ及びし尿の処理必要量の把握
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の全壊及び半壊棟数</li> <li>・ 建物の焼失棟数</li> </ul>	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道・道路の被害及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の被害状況</li> <li>・ 断水の状況と復旧の見通し</li> <li>・ 下水処理施設の被害状況</li> <li>・ 主要な道路、橋梁の被害状況と復旧の見通し</li> </ul>	インフラの状況把握

#### 2 市町村から収集する情報の項目

- ・ 廃棄物対策班が市町村から収集する情報は、以下のとおりとする。

区 分	情報収集項目	目 的
避難所ごみ・し尿の収集・処理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集運搬状況</li> <li>・ 処理状況</li> <li>・ 必要な支援内容</li> </ul>	広域応援の実施
廃棄物処理施設の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の被害状況</li> <li>・ 復旧見通し</li> <li>・ 必要な支援内容</li> </ul>	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場の設置場所と規模</li> <li>・ 必要資材の調達状況</li> </ul>	
廃棄物発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物発生量の推計値</li> </ul>	
腐敗性廃棄物、有害廃棄物・危険物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腐敗性廃棄物の種類・量、発生状況</li> <li>・ 有害廃棄物の種類・量、発生状況</li> <li>・ 危険物の種類・量、発生状況</li> </ul>	生活環境の保全

#### 3 関係機関との連絡体制

- ・ 国、他都道府県の廃棄物担当部局、市町村、一部事務組合、事業者団体とは、電話、電子メール等、通信可能な方法により連絡をする。

## 1-4 協力支援体制

- 市町村が被災した場合に得られる可能性のある外部からの主な支援は、以下のとおりまとめられる。

連携先・支援メニュー等	特徴
① 自衛隊・警察・消防	被災市町村において道路啓開のための災害廃棄物の撤去や、有害廃棄物、消火器等の危険物の所在情報について収集・提供など、発災直後の緊急対応を主に行う
② 県内の他市町村	被災市町村からの要請により支援体制を構築し、被災市町村に必要な車両、施設、物資等を提供する
③ 他都道府県	被災市町村が必要とする人的・物的支援を行う。県は被災市町村と他都道府県との調整等を行う
④ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）	災害廃棄物処理を経験し知見を有する地方公共団体の職員を災害廃棄物処理支援員として環境省が登録し、被災市町村へ人的支援を行う。県は被災市町村と環境省との派遣の調整等を行う
⑤ 地方自治法に基づく応急職員派遣制度	被災都道府県内の自治体による応援職員だけでは対応困難である場合、総務省が事務局となり被災市町村への派遣を調整する。県は必要に応じて同制度の活用に向け総務省と調整する
⑥ 中部ブロック広域連携計画	③と同様に被災市町村が必要とする人的・物的支援を行う。特に中部ブロック（岐阜県を含む9県1市）では、あらかじめ各構成県が被災した場合について、主な応援県を定めている
⑦ 民間事業者	災害廃棄物の撤去や収集・運搬等に関する県との協定に基づき、被災市町村からの応援要請に対応する
⑧ ボランティア	被災した家屋において清掃や災害ごみの撤去などを行う場合が多い。遠方から参加している者もいるので、分別ルール等、活動に必要な地域特有の情報をできるだけ早く被災市町村から提供する必要がある
⑨ D. Waste-Net	<p>環境省が中心となり、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築した</p> <p>主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等である</p> <p>一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業に加え、幅広い関連業界も含めた民間事業者団体のそれぞれの役割分担等について整理し、連携・協力体制を整備した</p> <p>平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進める。さらに、地方自治体の災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等を支援する</p> <p>発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う</p>

- ・ 大規模災害などの際に支援を受ける際には、受ける側の「支援される姿勢」が重要となる。具体的には、「どのような業務について支援を受けるか、そのためにはどのような準備をしておくのが効果的か」など、支援される側としての体制を考えておくことも必要となる。
- ・ また、近隣地域の自治体や民間事業者と、平時から「顔が見える関係性」を構築しておくことが重要となる。発災時を想定して、具体的な協力の打合せや訓練等の共同実施などを通して、関係性・信頼性を構築しておくことが望ましい。県はこうした取り組みを自ら促進するとともに、市町村に対して必要性を助言する。

## 1 自衛隊・警察・消防との連携

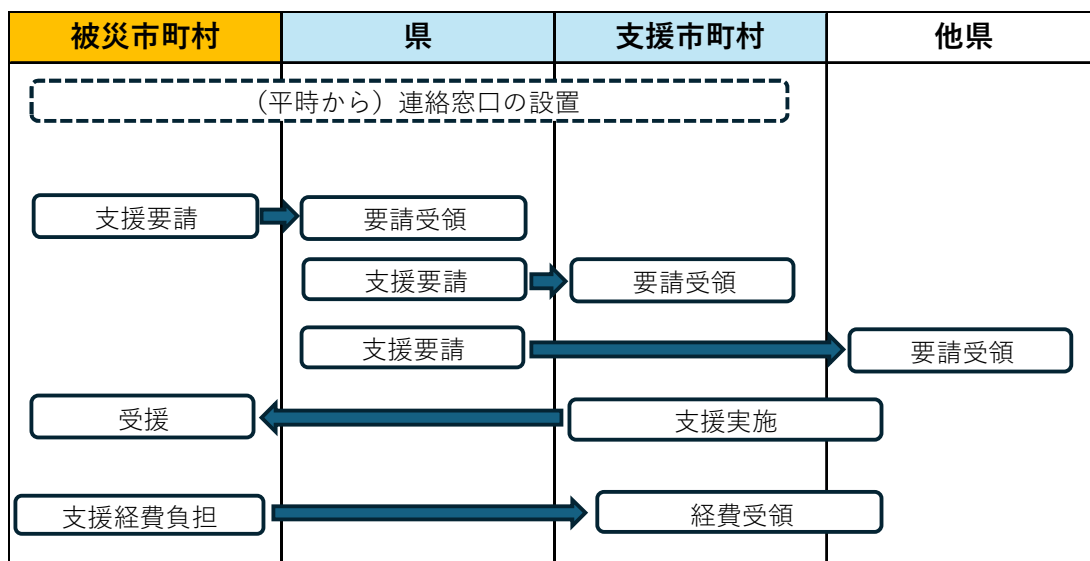
- ・ 県は、自衛隊・警察・消防に対し、災害廃棄物に関する必要な情報を提供できるよう情報収集する。

(自衛隊・警察・消防への情報提供項目と情報の収集先)

項目	収集先
被災者の捜索救助や道路啓開のための災害廃棄物の撤去に必要な情報（仮置場の場所、廃棄物処理施設への進入路）	市町村
石綿含有廃棄物等の有害廃棄物、消火器等の危険物の所在情報、取扱方法	有害物質・危険物を規制する法律を所管する機関
思い出の品、貴重品の搬送先・搬送方法	市町村

## 2 県内市町村との連携

- ・ 県は、県内市町村と「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（平成10年3月30日締結、以下「県市町村間協定書」という。）」を締結している。
- ・ 県市町村間協定書において、災害廃棄物の処理のために必要な車両、施設の提供がされることとされており、被災市町村からの要請により、支援体制を構築する。



【図3】「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」に基づく支援フローのイメージ

### 3 他都道府県との連携

- ・ 県は、他都道府県と下記の相互応援協定を締結している。
- ・ 下記の協定は、いずれも危機管理部を通じて締結先に対して応援要請を行うこととされている。
- ・ 締結先から要請に応じる旨の連絡があったときは、廃棄物対策課が応援県の廃棄物担当課との間で具体的な実施調整を行うこととなる。このため、あらかじめ協定締結先の廃棄物担当課の連絡先を把握し、定期的に情報の更新を行う。

#### (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

- ・ 締結先 全国都道府県
- ・ 内 容 包括的な応援協定

#### (2) 災害時等の応援に関する協定書

- ・ 締結先 富山県、石川県、福井県、静岡県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市
- ・ 内 容 包括的な応援協定

#### (3) 災害時等の相互応援に関する協定

- ・ 締結先 石川県
- ・ 内 容 包括的な応援協定

#### (4) 災害時の相互応援に関する協定

- ・ 締結先 福井県
- ・ 内 容 包括的な応援協定

#### (5) 災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定

- ・ 締結先 鹿児島県
- ・ 内 容 包括的な応援協定

### 4 各種支援制度の有効利用の機能化

- ・ 発災時には、下記をはじめとする各種支援制度が錯綜しがちであるため、県はこれらを統合的に調整し、被災市町村が必要かつ十分な支援を得られるよう取り計らう。

#### (1) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用

- ・ 環境省は、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行っている。
- ・ 毎年、全国の自治体へ推薦を依頼し、災害廃棄物処理支援員として登録し名簿を作成、県とも共有している。
- ・ 活用の流れとしては、被災自治体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが派遣の必要性について被災自治体と検討し、都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチングを行う。また、都道府県が被災市区町村と派遣の調整を行うことも可能。
- ・ 県は、被災市町村と環境省との派遣の調整に加わるとともに、必要に応じて被災市町村と派遣について調整する。

#### (2) 地方自治法に基づく応急職員派遣制度の活用

- ・ 応急職員派遣制度は、被災都道府県内の自治体による応援職員の派遣だけでは対

応困難である場合、総務省が応援職員確保調整本部事務局となり、第一段階として被災地域ブロック内を中心とした自治体による応援職員の派遣、第二段階として全国の自治体による追加の応援職員の派遣を行う制度である。

- ・ 県は災害発生時に、市町村の被災実態を把握し、県内の自治体による応援職員の派遣だけでは対応困難であると判断した場合、同制度の活用に向け総務省と調整する。

## 5 中部ブロック広域連携計画に基づく支援

- ・ 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画において、県が被災した場合の応援県としては、①愛知県②三重県③富山県の順位が定められている。同計画において、応援県は中部地方環境事務所の助言に基づき、被災県の要請を待つことなく、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請するほか、被災県の状況等を踏まえ、中部地方環境事務所の助言によらず支援準備要請を判断することも可能となっている。
- ・ 県は被災した場合、中部地方環境事務所に支援が必要な旨連絡するか、状況により応援県に直接支援準備を要請する。

## 6 民間事業者との連携

- ・ 県は、県内の事業者団体と災害廃棄物処理に関連した下記の応援協定を締結している。
- ・ 被災市町村から応援要請があった場合、直ちに相互連絡を取ることができるよう、連絡窓口及び連絡方法の確認を定期的に行う。
- ・ 県は、災害廃棄物を迅速に処理することができるよう、既に協定を締結した事業者団体以外にも協定を締結する必要がある団体を検討し、協定を締結するよう努めるものとする。
- ・ また、既に締結した協定に関しても内容の見直しについて検討し、迅速な災害廃棄物の処理体制を構築する。

### 【環境エネルギー生活部における協定】

#### (1) 無償団体救援協定書

- ・ 内 容 し尿、浄化槽汚泥、その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬
- ・ 費 用 無償協力
- ・ 締結先 岐阜県環境整備事業協同組合
- ・ 県担当課 廃棄物対策課

#### (2) 無償団体救援協定書

- ・ 内 容 地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の収集運搬
- ・ 費 用 無償協力
- ・ 締結先 岐阜県清掃事業協同組合
- ・ 県担当課 廃棄物対策課

#### (3) 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

- ・ 内 容 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分
- ・ 費 用 有償（市町村等と協会が協議して決定した価格を市町村等が負担）
- ・ 締結先 （一社）岐阜県産業環境保全協会
- ・ 県担当課 廃棄物対策課

#### (4) 包括連携協定

- ・ 内 容 災害時の早期復旧、廃棄物の資源化等による環境負荷低減、地域の安全

- ・安心及び青少年の健全育成、県産品の活用及び観光振興、その他・地域社会の活性化
- ・締結先 住友大阪セメント（株）
- ・県担当課 廃棄物対策課

#### 【他部局における協定（特に災害廃棄物処理に関連する協定）】

- (1) 災害応援協力に関する協定
  - ・内 容 被災者の救出、社会基盤の応急復旧
  - ・締結先 (一社) 岐阜県建設業協会
  - ・県担当課 防災課・建設政策課
- (2) 災害時の応援協力に関する協定
  - ・内 容 建設解体重機等による被災者の救助支援活動
  - ・費 用 原則として無償
  - ・締結先 (一社) 岐阜県解体工事業協会
  - ・県担当課 建設政策課
- (3) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定
  - ・内 容 石油燃料の供給
  - ・締結先 岐阜県石油商業組合
  - ・県担当課 商工政策課
- (4) 災害時における仮設トイレ等の調達に関する協定書
  - ・内 容 仮設トイレの供給
  - ・締結先 日野興業（株）
  - ・県担当課 商工政策課

## 7 ボランティアとの連携

- ・被災地の市町村社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを設置し、住民・NPO・企業などの協働により運営される方式が一般的になっている。災害時のボランティア活動は、被災家庭の掃除や災害ごみの撤去などを通して、生活の基盤となる住環境を回復し、被災住民の生活を回復することに寄与する。
- ・ボランティアは被災住民を支援する目的で無償で参加しており、行政を支援する目的ではないことに留意する。市町村による災害廃棄物等の収集運搬と円滑に連携できるよう調整を図る必要がある。
- ・ボランティアに分別やごみの取扱い等、活動にあたって必要な情報を迅速に周知できるよう、平時から市町村社会福祉協議会と打ち合わせを行いつつ、ボランティア向けのマニュアル等も作成しておくことが望ましい。
- ・県内の大規模災害発生時に、「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を設置することとし、役割や設置基準などを記載した設置マニュアルなどを策定している。

## 8 災害ケースマネジメント

- ・一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組を災害ケースマネジメントという。
- ・災害ケースマネジメントにより、申請主義における弱点を補うことができるため、災害廃棄物の処理においては、公費解体の申請に係る支援に活用が期待される。
- ・被災時に災害ケースマネジメントを円滑かつ迅速に行うためには、平時から関係機関との関係を構築し、連携方法を検討しておく必要がある。

- 岐阜県では、県及び市町村が、民間団体等の関係機関と連携し、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するためのネットワークを構築するとともに、普及に向けた情報共有や連携方針の検討を行うことを目的として、岐阜県災害ケースマネジメント協議会が令和6年4月に設立された。

## 1-5 一般廃棄物処理施設の防災対策

### 1 一般廃棄物処理施設の耐震化等の把握及び助言

- 県は、市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について把握し、必要な助言を行う。特に、新たに一般廃棄物処理施設の整備を行う場合は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（公益社団法人全国都市清掃会議）の3.4.3 ごみ処理施設の耐震・防災構造」に準じた設計をするよう、既存の一般廃棄物処理施設において当該設計がなされていない施設については耐震診断を実施する等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等の防災対策を図るよう助言を行う。
- 県は、一般廃棄物処理施設を管理する市町村及び一部事務組合に対し、災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の検討状況を把握し、必要な助言を行う。

【表3】一般廃棄物処理施設の防災対策の状況

施設名	対策済み施設		今後対策を要する施設		県計	
	箇所	処理能力・処分量	箇所	処理能力・処分量	箇所	処理能力・処分量
焼却施設（t/日）	19	2,439	5	137	24	2,576
し尿処理施設（kL/日）	13	946	9	914	22	1,860
最終処分場（m <sup>3</sup> /年）	47	39,543	11	7,434	58	46,977

（令和7年度市町村及び一部事務組合へのアンケート調査結果より）

### 2 一般廃棄物処理施設の点検・補修体制に関する整備状況の把握及び助言

- 県は、一般廃棄物処理施設を管理する市町村及び一部事務組合が被災した場合に対処するため、一般廃棄物処理施設を修復するための点検手引の作成、施設を整備したメーカー等との点検、修復のための協力体制の整備状況について把握し、必要な助言を行う。
- 県は、市町村及び一部事務組合が一般廃棄物処理施設の補修に必要な資機材及び燃料等の備蓄を把握する。

【表4】一般廃棄物処理施設の点検・補修体制の状況

施設名	対策済み施設		今後対策を要する施設		県計	
	箇所	処理能力・処分量	箇所	処理能力・処分量	箇所	処理能力・処分量
焼却施設（t/日）	16	2,320	8	256	24	2,576
し尿処理施設（kL/日）	11	855	11	1,005	22	1,860
最終処分場（m <sup>3</sup> /年）	9	18,639	49	28,338	58	46,977

（令和7年度市町村及び一部事務組合へのアンケート調査結果より）

【表5】一般廃棄物処理施設の補修資材・燃料の備蓄状況

施設名	対応済み施設		今後対応を要する施設		県 計	
	箇所	処理能力・ 処分量	箇所	処理能力・ 処分量	箇所	処理能力・ 処分量
焼却施設 (t/日)	11	1,713	13	863	24	2,576
し尿処理施設 (kL/日)	1	65	21	1,795	22	1,860
最終処分場 (m <sup>3</sup> /年)	13	16,056	45	30,921	58	46,977

(令和7年度市町村及び一部事務組合へのアンケート調査結果より)

### 3 仮設トイレのし尿処理

- ・ 避難者や水洗トイレを使用できなくなった者が仮設トイレを使用することにより、被災市町村のし尿処理必要量の増加が想定される。
- ・ 仮設トイレのし尿の収集運搬については、県は、岐阜県環境整備事業協同組合との「無償団体救援協定書」により、被災市町村の要請に基づいて支援協力を要請する。
- ・ し尿の処理については、県は、「県市町村間協定書」に基づき、災害被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センターでの処理について調整する。

## 1-6 災害廃棄物処理の推計

- 「被害想定調査結果」で示された11の地震による被害想定により災害廃棄物の発生量を推計し、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握し、広域的な計画を作成することにより、災害時における応急体制を確保する。

### 1 災害廃棄物発生量の推計

#### (1) 災害廃棄物発生量（総量）の推計

- 災害廃棄物発生量の推計は、環境省「災害廃棄物対策指針【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5年4月28日改定)」における災害廃棄物発生量の推定式を用いた。
- 表6に圏域ごとの災害廃棄物発生量（総量）を示す。

【表6】想定災害ごと・圏域ごとの全体発生量推計

想定災害	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	県合計
①南海トラフ巨大地震	2,739	1,437	734	831	222	5,964
②養老-桑名-四日市断層帯地震	4,001	5,596	321	126	4	10,049
③阿寺断層系地震 (南端から北東へ)	125	76	356	271	1,559	2,387
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	182	133	350	1,282	997	2,945
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	168	142	584	18	1,483	2,396
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	0	0	98	1	2,025	2,125
⑦跡津川断層帯地震	350	208	265	24	2,056	2,904
⑧揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯地震(北端から南東へ)	6,830	1,366	2,708	225	18	11,147
⑨長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	1,077	286	2,206	203	209	3,981
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	66	44	1,177	2	92	1,380
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断 層帯地震(南端から北東へ)	157	82	152	3,905	16	4,312

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位:千t)

- 推計の結果、県全体では、揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)による災害廃棄物発生量が11,147千tで最も多くなり、次いで養老-桑名-四日市断層帯地震の10,049千t、南海トラフ巨大地震の5,964千tの順となる。
- 圏域別で見ると、岐阜圏域は揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)、養老-桑名-四日市断層帯地震及び南海トラフ地震による災害廃棄物発生量が、西濃圏域は養老-

桑名-四日市断層帯地震による災害廃棄物発生量が、東濃圏域は屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）によるがれき発生量が突出して多くなっている。

- ・ なお、指針【技 14-2】では、発災初動期に発生する片付けごみの発生量の推計方法も紹介されている。11 地震の圏域ごとの発生量推計を、参考までに資料編に示す。

(2) 種類別発生比率、リサイクル率

- ・ 災害廃棄物の処理を行う場合は、廃棄物の種類によって処理の方法が異なることから、組成別の廃棄物量を把握する必要がある。災害廃棄物の種類別発生比率とリサイクル率を、平成 28 年熊本地震の事例から得られた割合に基づき、表 7 のとおり設定した。

【表 7】種類別の発生比率とリサイクル率

		発生比率	リサイクル率	発生比率 ×リサイクル 率	備考
可燃系 (20%)	廃木材	15%	100%	15%	
	可燃物	5%	80%	4%	可燃系混合物を含む
不燃系 (80%)	コンクリート類	49%	100%	49%	石を含む
	瓦類	10%	50%	5%	ガラス・陶器を含む
	廃金属類	1%	100%	1%	
	不燃物	20%	30%	6%	不燃系混合物を含む
合計		100%		80%	←全体リサイクル率

焼却処理率	1%	※ 1
最終処分率	19%	※ 2
計	100%	

※ 1 余熱利用なしの焼却のみ。これ以外に余熱利用ありの焼却が上記可燃物のリサイクル率に 4% 含まれ、焼却全体の比率は 5%

※ 2 これ以外に、焼却（全体比 5%）の焼却灰が焼却量の 20%（発生量全体の 1%）投入されるため、投入量は発生量全体の 20%

(3) 種類別の災害廃棄物発生量の推計

- ・ 上記の種類別発生比率により推計した種類別の災害廃棄物発生量を表 8 に示す。

【表 8】種類別の発生量推計

想定災害	廃木材 (15%)	可燃物 (5%)	コンクリート 類(49%)	瓦類 (10%)	廃金属 類(1%)	不燃物 (20%)	合計
①南海トラフ巨大地震	895	298	2,922	596	60	1,193	5,964
②養老-桑名-四日市断層帯地震	1,507	502	4,924	1,005	100	2,010	10,049
③阿寺断層系地震 (南端から北東へ)	358	119	1,170	239	24	477	2,387
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	442	147	1,443	295	29	589	2,945
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	359	120	1,174	240	24	479	2,396
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	319	106	1,041	213	21	425	2,125
⑦跡津川断層帯地震	436	145	1,423	290	29	581	2,904
⑧揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯地震(北端から南東へ)	1,672	557	5,462	1,115	111	2,229	11,147
⑨長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	597	199	1,951	398	40	796	3,981
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	207	69	676	138	14	276	1,380
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断 層帯地震(南端から北東へ)	647	216	2,113	431	43	862	4,312

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位:千t)

(4) 災害廃棄物のリサイクル可能量、最終処分量の推計

- ・ 災害廃棄物は、最終的には表 9 に示す方法で処理又はリサイクルされる。

【表 9】災害廃棄物の処理及びリサイクルの方法

廃木材	マテリアルリサイクルを優先し、製紙原料、バイオマス発電プラント燃料及びパーティクルボード用原料として全量再利用する。	リサイクル
可燃物	焼却施設で焼却する。焼却により発生する焼却灰は可燃物の量に対し 20%生じるものとし、埋立処分する。	可燃物：焼却処理 焼却灰：埋立処分
コンクリート類	破砕後、全量再生資材として活用する。	リサイクル
瓦類	建設系資材として 50%程度リサイクルし、残りは埋立処分する。	リサイクル 埋立処分
廃金属類	売却後、全量リサイクル材として活用する。	リサイクル
不燃物	一部をリサイクルし、残りは最終処分場で埋立を行う。	リサイクル 埋立処分

- ・ 想定災害ごとのリサイクル可能量、焼却処理量、最終処分量を資料編のとおりとりまとめた。

## 2 し尿収集必要量の推計

- ・ し尿収集必要量は、災害廃棄物対策指針の技術資料に基づき算定した。
- ・ なお、発災後はボランティアの活動状況（参加人数）について把握したうえで、避難者の他、ボランティア人数分も、し尿発生量を加算し推計する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{し尿収集必要量} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times 1 \text{人} \times 1 \text{日平均排出量} \\ &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \\ &\quad \times \text{③1人1日平均排出量} \end{aligned}$$

①仮設トイレ必要人数（人）＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

避難者数（人）：避難所へ避難する住民数

（出典：「平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 岐阜県」）

断水による仮設トイレ必要人数（人）＝{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）}  
×上水道支障率×1/2<sup>※</sup>

水洗化人口（人）：平時に水洗化トイレを使用する住民数

（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）

（出典：「日本の廃棄物処理（令和 5 年度実績）」）

総人口（人）：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

（出典：「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ作成業務（平成 16 年 3 月）岐阜県」で示された上水道被害率を使用。なお、想定地震のうち、複合型東海地震は南海トラフ地震に、関ヶ原－養老断層系地震は、養老－桑名－四日市断層帯地震に読み替えて使用した）

※「1/2」は断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち 1/2 の住民と仮定

②非水洗化区域し尿収集人口（人）＝汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口）

汲取人口：計画収集人口（人）

③1人1日平均的排出量＝1.7 L/人・日

- ・ し尿収集必要量を表 10 に示す。

【表 10】し尿収集必要量

想定災害	し尿収集必要量 (kL/日) (し尿収集必要人数 (人))					県合計
	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	
① 南海トラフ巨大地震	167 (98,366)	77 (45,289)	55 (32,396)	83 (49,105)	16 (9,127)	398 (234,282)
② 養老-桑名-四日市断層帯地震	304 (178,934)	294 (172,933)	43 (25,420)	54 (31,644)	9 (5,025)	704 (413,957)
③ 阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	46 (27,058)	22 (13,032)	56 (33,154)	65 (38,089)	91 (53,601)	280 (164,934)
⑤ 高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	50 (29,269)	26 (15,184)	50 (29,278)	49 (28,558)	81 (47,933)	255 (150,221)
⑦ 跡津川断層帯地震	58 (34,369)	27 (16,052)	65 (37,951)	49 (29,034)	90 (52,760)	289 (170,165)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注) ④阿寺断層系地震(北端から南東へ)、⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)、⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)、⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)、⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)及び⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震(南端から北東へ)については、上水道支障率(地震による上水道の被害率)の想定が公表されていないため、推計を行っていない。

### 3 避難所ごみ量の推計

- ・ 避難所の1人当たりごみ排出量は平時以下であると考えられることから、避難所ごみにより、被災市町村のごみ処理必要量は増加しないと推測する。
- ・ 避難所ごみの収集運搬について支障が生じるときには、県は、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合との「無償団体救援協定書」により、被災市町村の要請に基づいて、両組合に支援協力を要請する。
- ・ 避難所ごみ発生量は、災害廃棄物対策指針の技術資料に基づき算定した。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数} \times \text{発生原単位}$$

避難者数：避難所における避難者数(人)

発生原単位：収集実績に基づき市町村ごとに設定

【参考】県平均 572 g/人・日(県平均)

(出典：「令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査結果」)

生活系ごみ(生活系ごみ搬入量+集団回収量)1人1日当たりの排出量)

- ・ 避難所ごみ発生量の推計結果を表11に示す。

【表 11】避難所ごみ発生量の推計結果

想定災害	避難所ごみ発生量 (t/日) (避難者数 (千人))					県合計
	岐阜 圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	
①南海トラフ巨大地震	47 (81.5)	20 (34.9)	10 (18.3)	13 (21.9)	2 (4.3)	92 (160.9)
②養老-桑名-四日市断層帯地震	66 (115.9)	65 (113.2)	5 (8.5)	2 (3.4)	0 (0.1)	138 (241.1)
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	3 (4.4)	1 (1.8)	4 (7.2)	3 (6.0)	15 (26.4)	26 (45.8)
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	3 (5.9)	2 (3.0)	4 (6.4)	14 (24.4)	8 (13.8)	31 (53.4)
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	3 (5.4)	2 (3.2)	6 (10.0)	0 (0.5)	15 (26.4)	26 (45.5)
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	18 (32.1)	18 (34.0)
⑦跡津川断層帯地震	7 (11.6)	3 (4.9)	4 (6.1)	0 (0.8)	19 (33.2)	32 (56.6)
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震 (北端から南東へ)	103 (179.9)	20 (34.2)	30 (51.9)	4 (6.4)	0 (0.5)	156 (272.9)
⑩長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	20 (35.1)	4 (7.1)	20 (35.4)	3 (5.5)	2 (3.9)	50 (87.0)
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	1 (2.4)	1 (1.1)	9 (15.7)	0 (0.1)	1 (2.4)	12 (21.6)
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 (南端から北東へ)	3 (5.7)	1 (1.8)	3 (4.9)	41 (72.4)	0 (0.5)	49 (85.3)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

#### 4 災害廃棄物の収集運搬に必要な収集運搬車両台数の推計

- 発生する災害廃棄物を仮置場から処理施設へ搬出するために必要となる車両台数を、表 12 に示す。

【表 12】 想定災害ごと・圏域ごとの災害廃棄物収集運搬車両台数の推計  
 <仮置場から処理施設への搬出>

想定災害	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	県合計
①南海トラフ巨大地震	258	136	69	78	21	563
②養老-桑名-四日市断層帯地震	377	528	30	12	0	948
③阿寺断層系地震 (南端から北東へ)	12	7	34	26	147	225
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	17	13	33	121	94	278
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	16	13	55	2	140	226
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	0	0	9	0	191	200
⑦跡津川断層帯地震	33	20	25	2	194	274
⑧揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯地震(北端から南東へ)	644	129	255	21	2	1,052
⑨長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	102	27	208	19	20	376
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	6	4	111	0	9	130
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断 層帯地震(南端から北東へ)	15	8	14	368	2	407

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：台) ※ 10 トントラック換算

※計算方法(作成上の関係者向け注記)

収集運搬車両の延べ必要台数(台/日) = 発生量 ÷ 1 台あたりの積載可能量 ÷ 撤去・解体期間(日) ÷ 1 日あたり往復回数

(参照：災害廃棄物対策指針【技 17-2】収集運搬車両の必要台数の算定方法(例))

1 台あたり積載可能量(10 トントラック想定)：ガラ系(=不燃) 7.26 トン、木質系(=可燃) 4.0 トンとし、8：2で案分すると約 6.6 トン

撤去・解体期間：施設と同様に、年 292 日 × 2.75 年 = 803 日と設定

1 日あたり往復回数：2 往復と設定

以上から、必要台数 = 発生量(t) ÷ 6.6(t/台) ÷ 803(日) ÷ 2(往復) = 発生量(千 t) × 5/53 として計算

## 5 県内の廃棄物処理施設(焼却・最終処分)の処理可能量の推計

- ・ 現状の稼働状況により、余力を算定し、処理可能量を推計した。
- ・ 焼却施設の処理可能量は、3年のうち処理できる期間について、仮置場等での破碎・分別処理の期間及び被災した焼却施設の復旧期間として3か月を見込み 2.75 年とするとともに、施設の点検期間を考慮し、2.75 年における年あたりの施設の稼働日数を 292 日として推計した。

○ 3年間のうち処理できる日数

$$(3 - 0.25) \text{ 年} \times 365 \text{ 日} / \text{年} \times 0.8 = 803 \text{ 日}$$

- ・ 最終処分の処理可能量は、残余容量から年間埋立実績の 10 年分を差し引くことにより推計した。
- ・ 一般廃棄物処理施設と一般廃棄物最終処分場の処理可能量を資料編に示す。

## 6 仮設焼却施設等の設置必要基数の推計

- ・ 災害廃棄物発生量が、被災市町村で3年以内に処理できる見込みのときは、被災市町村の要請に基づいて、県事務所、市町村及び一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討する。
- ・ 想定した地震災害時に台風などの影響による風水害が発生するなど、複合災害が発生し、推計した災害廃棄物発生量よりもさらに大量の災害廃棄物が生じる可能性がある。これら複合災害時など、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても、3年以内に処理ができない災害廃棄物が発生した場合には、被災市町村は仮設焼却施設等の設置を検討する。

## 7 災害廃棄物の仮置場の必要面積の推計及び確保

- ・ 県は、迅速な災害復旧及び災害廃棄物の分別・リサイクルを図るための仮置場を早期に確保できるよう、市町村ごとに必要となる仮置場の必要面積を算定するとともに、各市町村の候補地選定状況を把握する。
- ・ 県は、仮置場が不足する事態を想定して、国有地及び県有地の中から仮置場設置検討対象用地のリストを作成する。
- ・ 市町村から、国有地又は県有地の利用希望があった場合には、発災時に仮置場として使用することができるよう、県は、国、県関係機関との調整を行う。
- ・ 積雪等の影響により、仮置場の運営等に支障が生じることが想定される地域においては候補地の選定に配慮することとし、仮置場の必要面積に対し十分な面積の仮置場を確保する。

### 【仮置場の候補地選定にあたっての考慮事項】

- ・ 仮置場候補地は、できるだけ地理的に偏りがないう複数箇所を選定しておくことが望ましい。
- ・ 公有地が望ましく、面積は広いほどよい。
- ・ 地域住民との関係性に配慮が必要となる。
- ・ 住宅密集地でなく、病院、福祉施設、学校等に隣接していないほうがよい。
- ・ 原状復旧の負担を考慮し、農地、校庭等は避けたほうがよい。
- ・ 舗装されており地盤が固く、平坦な土地がよい。
- ・ 水はけの悪い場所や河川敷は避けたほうがよい。
- ・ 各種災害のハザード状況、周辺地下水（井戸等）の利用の有無、雨水排水の流出経路及び排水先の公共用水域について、あらかじめ確認しておくことよい。
- ・ 仮置場の候補地の所有者に対して、災害時における仮置場としての利用について事前に理解を得ておくことが望ましい。

【表 13】 仮置場の用途

用途	説明
一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き</li> <li>住民が自ら持込む仮置き</li> </ul>
破砕・選別等の作業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設破砕機等の設置及び処理作業（分別・選別等）を行うための用地</li> </ul>
保管用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管</li> <li>最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管</li> <li>需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管（再資源化物のみの仮保管は除く）</li> <li>コンクリートがら等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管</li> <li>焼却灰や有害廃棄物・危険物等の一時的な保管</li> </ul>

- 仮置場の必要面積は、下記に示す算定式を用いて、想定災害ごとに推計した。

$$\text{仮置場必要面積(最大で必要となる面積)} \\ = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量：災害廃棄物の発生量（t）

見かけ比重：可燃物 0.4（t/m<sup>3</sup>）、不燃物 1.1（t/m<sup>3</sup>）

積み上げ高さ：5 m

作業スペース割合：1

- 圏域ごとの仮置場必要面積及び充足率を表 14 に示す。

【表 14】圏域ごとの仮置場必要面積及び充足率

想定災害		岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	県合計
①南海トラフ巨大地震	災害廃棄物発生量 (千 t)	2,739	1,437	734	831	222	5,964
	必要面積 (ha)	114	60	31	35	9	249
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	85%	126%	208%	193%	574%	143%
②養老-桑名-四日市 断層帯地震	災害廃棄物発生量 (千 t)	4,001	5,596	321	126	4	10,049
	必要面積 (ha)	167	233	13	5	0	419
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	58%	32%	475%	1275%	—	85%
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	災害廃棄物発生量 (千 t)	125	76	356	271	1,559	2,387
	必要面積 (ha)	5	3	15	11	65	99
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	1853%	2385%	428%	593%	82%	358%
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	災害廃棄物発生量 (千 t)	182	133	350	1,282	997	2,945
	必要面積 (ha)	8	6	15	53	42	123
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	1272%	1363%	436%	125%	128%	290%
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	災害廃棄物発生量 (千 t)	168	142	584	18	1,483	2,396
	必要面積 (ha)	7	6	24	1	62	100
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	1379%	1277%	261%	8926%	86%	356%
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	災害廃棄物発生量 (千 t)	0	0	98	1	2,025	2,125
	必要面積 (ha)	0	0	4	0	84	89
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	—	—	1556%	—	63%	402%
⑦跡津川断層帯地震	災害廃棄物発生量 (千 t)	350	208	265	24	2,056	2,904
	必要面積 (ha)	15	9	11	1	86	121
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	662%	871%	575%	6695%	62%	294%
⑧揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯地震 (北端から南東へ)	災害廃棄物発生量 (千 t)	6,830	1,366	2,708	225	18	11,147
	必要面積 (ha)	285	57	113	9	1	464
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	34%	133%	56%	714%	7084%	77%
⑨長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	災害廃棄物発生量 (千 t)	1,077	286	2,206	203	209	3,981
	必要面積 (ha)	45	12	92	8	9	166
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	215%	634%	69%	792%	610%	214%
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	災害廃棄物発生量 (千 t)	66	44	1,177	2	92	1,380
	必要面積 (ha)	3	2	49	0	4	58
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	3509%	4120%	130%	—	1386%	618%
⑪屏風山・恵那山及び 猿投山断層帯地震 (南端から北東へ)	災害廃棄物発生量 (千 t)	157	82	152	3,905	16	4,312
	必要面積 (ha)	7	3	6	163	1	180
	使用可能面積 (ha)	96	76	64	67	53	356
	充足率 (%)	1475%	2211%	1003%	41%	7970%	198%
	仮置場候補地の箇所数	114	82	77	62	67	402

■：充足率 60%未満

(単位：千 t)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

※使用可能面積と箇所数は、令和 6 年度市町村アンケート調査結果の数字を使用

- ・ 推計の結果、岐阜圏域は養老-桑名-四日市断層帯地震、揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)での仮置場が、西濃圏域は養老-桑名-四日市断層帯地震での仮置場が、中濃圏域では揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)での仮置場が、東濃圏域では屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震(南端から北東へ)での仮置場が、必要面積の 60%に満たない状況である。

## 8 水害による災害廃棄物発生量の推計等

- ・ 県南部では、木曾三川（木曾川・長良川・揖斐川）が伊勢湾に向かって流れており、その合流域には海拔0m地帯を含む水郷地帯が広がっている。特に、岐阜・西濃圏域においては地盤の低い平野が広がっているため、豪雨時における水害の危険性が非常に高い地域である。それ以外の地域においても、河川による洪水及び内水被害による水害の危険性は、常に存在している状況である。
- ・ そこで、水防法に基づく洪水浸水想定区域図及びそれに基づくハザードマップを踏まえ、各市町村が水害時の災害廃棄物の発生量推計等が可能となるよう、推計方法の一例を以下に示す。
- ・ 県は、河川による洪水及び内水被害による被害想定について、各市町村において以下の推計方法の例に準じて水害時の災害廃棄物の発生量を推計するよう助言する。
- ・ 水害によって生じた災害廃棄物の特徴としては、家具や家電等の家財や、水を含んだ畳などが浸水により廃棄物となったものの割合が多くなる傾向がある。また排出時の傾向としては、浸水が終わればすぐに片づけが始まり、片付けごみが排出されるため、それを受け入れる仮置場の迅速な設置と適切な広報が求められる。

### 1.

- ・ 災害廃棄物の発生量推計の対象とする水害を決定して、ハザードマップや浸水想定区域図の最新版を入手する。
- ・ 入手先の例としては、下記が挙げられる。

洪水浸水想定区域図・水害危険情報図一覧（岐阜県）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20630.html>

ハザードマップポータルサイト（国土地理院）

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

### 2.

- ・ 浸水深ごとの建物被害棟数を確認する。
- ・ 確認方法の例としては、浸水想定区域図等の地図上において、浸水深ごとの建物数を数える方法がある。精度が高い方法であるが、数えるのに時間と手間がかかるため、市町村において発災前の平時からやるべきことと整理し、実施体制を確保して取り組む必要がある。
- ・ なお、棟数を数える際、住家・非住家や木造・非木造等といった区別は、災害廃棄物発生量の推計を行う上では必要ない。

### 3.

- ・ 浸水深ごとの全壊・半壊等の被害区分を設定する。
- ・ 一例としては「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月、内閣府）の考え方を参照し、浸水深2.3m以上（床上1.8m以上）を全壊、浸水深0.5m以上2.3m未満（床上浸水1.8m未満）を半壊、浸水深0.5m未満を床下浸水と考える。
- ・ これを一般的な浸水想定区域図等の浸水深の区分に当てはめた場合、浸水深3.0m以上を全壊、0.5m以上3.0m未満を半壊、浸水深0.5m未満を床下浸水と設定する方式などが考えられる。

4.

- ・ 建物被害棟数を用いて、災害廃棄物全体量と片付けごみ量を推計する。
- ・ 推計方法は、環境省「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】「災害廃棄物等の発生量の推計方法」を参照のこと。
- ・ 具体的には、水害時においては、下記の推計式と係数等を用いる（水害以外の災害においては係数等が異なることに留意）。

#### 災害廃棄物全体量の推計式と係数

##### 【推計式】

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y：災害廃棄物全体量（トン）

Y<sub>1</sub>：建物解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン）

Y<sub>2</sub>：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>：被害棟数（棟）

添え字 1：住家全壊，2：非住家全壊，3：住家半壊，4：非住家半壊

a：解体廃棄物発生原単位（t/棟）

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A<sub>1</sub>：木造床面積（m<sup>2</sup>/棟） A<sub>2</sub>：非木造床面積（m<sup>2</sup>/棟）

a<sub>1</sub>：木造建物発生原単位（トン/m<sup>2</sup>） a<sub>2</sub>：非木造建物発生原単位（トン/m<sup>2</sup>）

r<sub>1</sub>：解体棟数の構造割合（木造）（－） r<sub>2</sub>：解体棟数の構造割合（非木造）（－）

b<sub>1</sub>：全壊建物解体率（－）、 b<sub>2</sub>：半壊建物解体率（－）

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP：片付けごみ及び公物等発生原単位（トン/棟）

##### 【係数】

$$a_1 \text{ (トン/m}^2\text{)} = 0.5$$

$$a_2 \text{ (トン/m}^2\text{)} = 1.2$$

$$A_1 \cdot A_2 \text{ (m}^2\text{/棟)}$$

- ・ 市町村ごとに「固定資産の価格等の概要調書」（総務省）の市町村別内訳より、「木造・総数」「木造以外・総数」それぞれの棟数と床面積を入手して計算。災害廃棄物対策の検討に際し必要な数値となるので、市町村ごとに最新の数字を平時から調べておくことが望ましい

$$r_1 \cdot r_2$$

- ・ 岐阜県の設定値＝89.5%・10.5%

- ・ 地域防災計画に示される被害想定の結果を用い災害廃棄物量を推計する場合、被害想定結果には建物構造別に被害量が算定されているケースもあるため、その値を用いることが可能

$$b_1 = 0.5$$

$$b_2 = 0.1$$

- ・ 市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど、実態に合わせて半壊建物解体率を調整すること

$$CP \text{ (トン/棟)} = 30.3$$

##### 【組成割合例】

過去の災害の事例や研究等から得られる組成割合に基づき、組成ごとの発生量を推計する。例として、平成 30 年 7 月豪雨（岡山県）における災害廃棄物の処理実績から求められた組成

を以下に示す。

※ 四捨五入の関係で合計は一致しない

可燃物 (17.2%)

・柱角材 8.6% ・可燃物 8.5%

不燃物 (53.9%)

・不燃物 21.3% ・コンクリートがら 30.0% ・金属くず 1.4% ・その他 1.2%

土砂 (29.0%)

・土砂 29.0%

#### 片付けごみ発生量の推計式と係数

【推計式】

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$$

C : 片付けごみ発生量 (トン)

$X_1$ 、 $X_2$ 、 $X_3$ 、 $X_4$ 、 $X_5$ 、 $X_6$ 、 $X_7$  : 被害棟数 (棟)

添え字 1 : 住家全壊、2 : 非住家全壊、3 : 住家半壊、4 : 非住家半壊、

5 : 住家一部破損、6 : 床上浸水、7 : 床下浸水

c : 片付けごみ発生原単位 (トン/棟)

【係数】

$$c = 1.7$$

$X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7$  = 被害棟数すべての合計

#### (参考) 県内のA市(架空)における災害廃棄物発生量の推計例

県内の架空の自治体であるA市における災害廃棄物発生量の推計例を以下に示す。

前提条件 :

- ・「木造・総数」の棟数 = 15,000 棟、床面積 = 1,700,000m<sup>2</sup>
- ・「木造以外・総数」の棟数 = 7,000 棟、床面積 = 1,500,000m<sup>2</sup>  
これより、 $A_1 = 113$  (m<sup>2</sup>/棟)、 $A_2 = 214$  (m<sup>2</sup>/棟)
- ・「全壊」(合計) = 200 棟、「半壊」(合計) = 800 棟、「床下浸水」 = 1,000 棟

災害廃棄物全体量 :

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

$$\Rightarrow 113 \times 0.5 \times 0.895 + 214 \times 1.2 \times 0.105 = 77.5315$$

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

$$\Rightarrow 200 \times 77.5315 \times 0.5 + 800 \times 77.5315 \times 0.1 = 13,956 \text{ (トン)}$$

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times C P$$

$$\Rightarrow 200 \times 30.3 = 6,060 \text{ (トン)}$$

$$Y = Y_1 + Y_2$$
$$\Rightarrow 13,956 + 6,060 = \underline{20,016 \text{ (トン)}}$$

**組成割合：**

全体量 = 20,016 (トン)

可燃物 (17.2%)  $\Rightarrow$  3,443 (トン)

・ 柱角材 8.6%  $\Rightarrow$  1,721 (トン)

・ 可燃物 8.5%  $\Rightarrow$  1,701 (トン)

不燃物 (53.9%)  $\Rightarrow$  10,789 (トン)

・ 不燃物 21.3%  $\Rightarrow$  4,263 (トン)

・ コンクリートがら 30.0%  $\Rightarrow$  6,005 (トン)

・ 金属くず 1.4%  $\Rightarrow$  280 (トン)

・ その他 1.2%  $\Rightarrow$  240 (トン)

土砂 (29.0%)  $\Rightarrow$  5,805 (トン)

・ 土砂 29.0%  $\Rightarrow$  5,805 (トン)

**片付けごみ発生量：**

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$$

$$\Rightarrow (200 + 800 + 1,000) \times 1.7 = \underline{3,400 \text{ (トン)}}$$

## 1-7 災害廃棄物処理の広域処理等

---

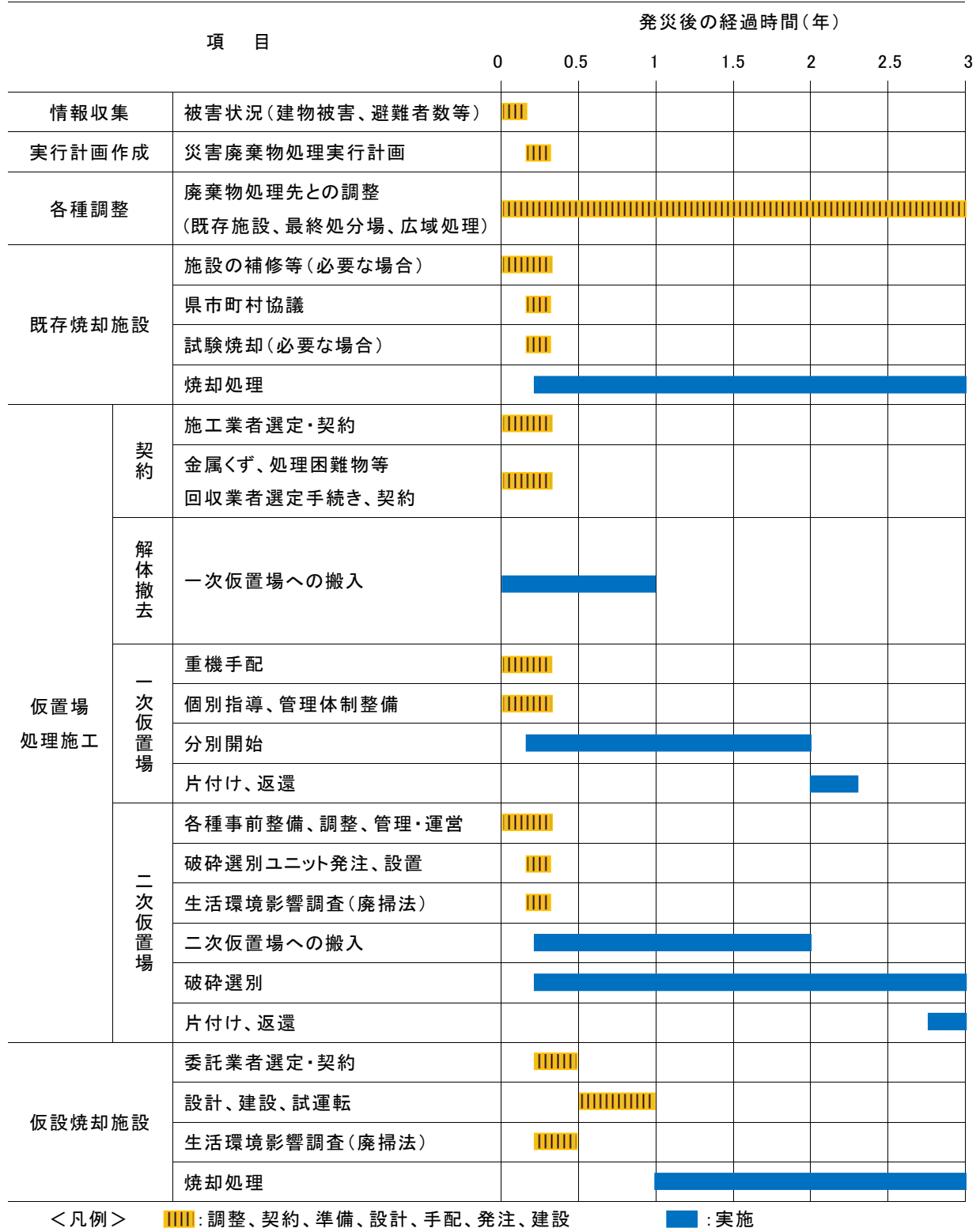
- ・ 被災市町村において、災害廃棄物を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合には、被災市町村の要請を受け、県市町村間協定書に基づく広域応援体制を構築する。
- ・ 広域応援体制は、災害廃棄物の処理が発災から3年以上に及ばないようにする。
- ・ 被災市町村の行政機能が喪失した場合には、県は被災市町村からの事務委託を受けて、災害廃棄物処理を行う。
- ・ 発災時は、以下のとりまとめを参考に、実際の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況等に応じて、市町村が災害廃棄物処理実行計画を定め、処理にあたる。

### 1 圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量

#### (1) 災害廃棄物

- ・ 圏域ごとの災害廃棄物発生量、焼却処理と最終処分ごとの要処理量、圏域内の処理可能量、広域処理等必要量、及び他圏域からの受け入れ可能量の関係を、想定地震ごとに資料編のとおりとりまとめた。
- ・ 広域処理等必要量については、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理をまず行い、県内の広域処理によっても3年以内に処理ができない可燃物及び不燃物については、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、市町村による仮設焼却施設での処理を検討する。
- ・ また、県域を越えた連携が必要となった場合は、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき対応する。

## 2 災害廃棄物の広域処理等スケジュール



## 1-8 災害廃棄物処理の課題

---

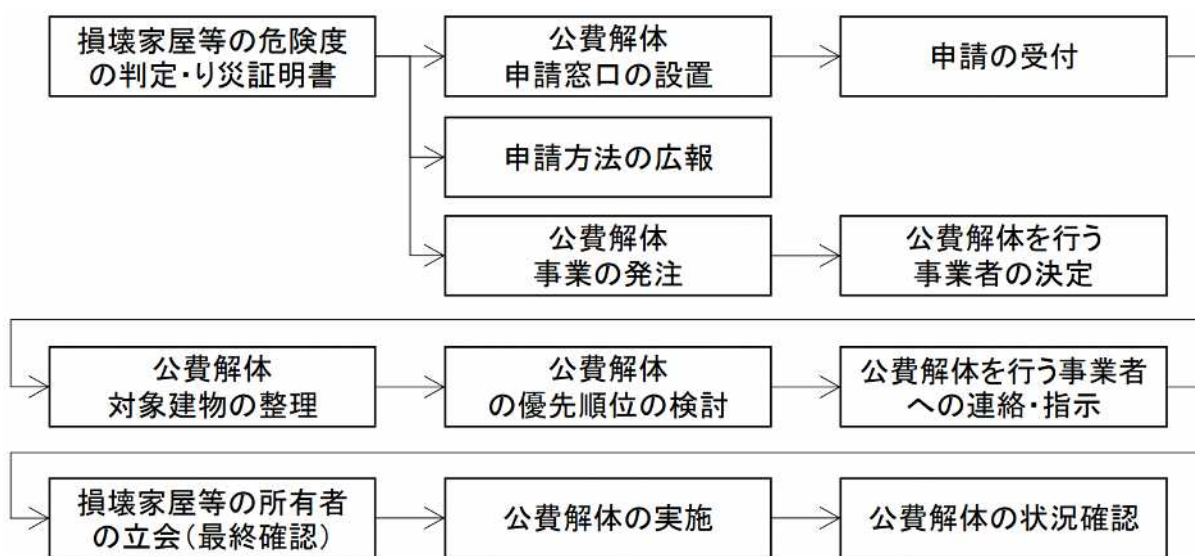
- ・ 災害廃棄物の推計から、「被害想定調査結果」で示された11の地震において、3年以内に災害廃棄物を処理することができない市町村が広範囲に存在するとともに、圏域内の一般廃棄物処理施設における処理によっても3年以内に処理することができない圏域が存在する。
- ・ 3年以内に災害廃棄物を処理することができない圏域については、他圏域の一般廃棄物処理施設における広域処理により災害廃棄物の処理を行う必要があるが、養老-桑名-四日市断層帯地震と揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)では、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても、3年以内に災害廃棄物を処理することができない。
- ・ そのため、県内の一般廃棄物処理施設における処理によっても3年以内に処理ができない災害廃棄物については、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、及び仮設処理施設での処理により災害廃棄物の処理を行う必要がある。

## 1-9 公費解体及び自費解体に係る償還制度

- ・ 災害発生時に被災して全壊した家屋等（特定非常災害に指定された場合には半壊家屋等も対象）の解体・撤去について、災害等廃棄物処理事業の補助対象となり、いわゆる公費解体が行われる。また、これら家屋等の所有者が市町村に公費解体申請を行わず、自ら解体事業者に依頼して解体・撤去（自費解体）を行い、市町村に費用償還の申請を行うことも可能となっている。
- ・ 市町村におけるこれらの事務は、廃棄物部局で通常対応する業務内容と大きく異なり、また発災後の業務量も多大となることから、県は各市町村において、平時から業務の流れを理解し、発災後に使用可能なマニュアル等の作成や人員体制の整備、事業者等との調整など必要な準備をしておくことを助言する。
- ・ 公費解体については「公費解体・撤去マニュアル」第5版 令和6年6月（環境省）に、また自費解体に係る償還制度については「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」令和6年8月26日（環境省）等の資料に、業務の流れと注意点が説明されている。留意すべき概要は以下のとおり。

### 【公費解体】

- ・ 公費解体の標準的な手順は下図のとおりとなる。棟数が多い場合は事務量が多くなるため、庁内他部局からの協力を得て体制を構築することが必要である。また他自治体からの支援や民間事業者への委託も考えられる。



公費解体の標準的な手順

- ・ 受付の手続きやルール、申請書類のあり方などを事前に定めておく。
- ・ 大規模災害においては、1件ずつの契約は現実的でない。平成28年熊本地震の際には、県が解体標準単価を設定し、地域ごとに解体工事業協会会員で班編成を行って、順次計画的に解体工事が進められた。
- ・ 解体後の土地の整地に伴う撤去物の処理費用が積算に含まれておらず、被災市町村の経費で処分せざるを得ない状況が過去に散見された。工事発注の積算に当たっては、残渣の処分を含めて積算を行う必要がある。
- ・ 敷地の整理を行う場合には、境界石、コンクリート杭、金属鈹など「境界標」の可能性のあるものは、可能な限り保存するように配慮する必要がある。塀・石垣の基礎部分や側溝な

ども同様である。

- ・ 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性が認められない場合には、その建物についての所有権等は消滅しているため、家屋等の所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- ・ 法務局では、被災者支援の一環として、被災市町村と連携し、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行っている。地方税法第 381 条第 7 項に基づき市町村から管轄の法務局（登記所）に対して申出をすることにより迅速な処理につながる。
- ・ 申請者のほかに共有者等がいる場合には、原則としてはその共有者等の意向確認を行う必要があるが、状況を総合的に考慮してやむを得ないと考えられ、申請者が公費解体・撤去の申請をすることに対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合には、紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書）の提出を受けることにより、解体・撤去を行うことも制度上は可能である。

【自費解体に係る償還制度】

- ・ 標準的な流れとしては、以下のとおりとなる。



- ・ 市町村は、申請者自身が費用償還の制度について正しく理解でき、かつ制度を理解した適切な解体事業者を選択できるよう、HP やチラシ等を活用し周知する必要がある。また、解体事業者に対して制度に関する周知を適宜行う。
- ・ 申請者は専門家でなく不慣れな場合が多いため、申請者が解体事業者から施工前に取得した見積書について、申請者の自己負担が生じないかなどの相談が市町村に寄せられた場合には、市町村はその内容を確認し相談に応じる。また、そういう相談が可能であることと、その相談窓口を周知することが望ましい。
- ・ 費用償還の申請の際に必要な書類について市町村は整理し、申請者や解体事業者に対

して周知する。必要書類のうち、解体事業者が解体完了後に申請者に提出すべき標準的な書類としては、解体等費用の請求書をはじめ、解体等証明書、解体等の施工前・施工中・施工後の様子が分かる写真、マニフェスト伝票の写し（解体業者から処分業者への運搬が終了したことを報告する伝票でよい）、市町村が定める様式に従って作成した解体費用内訳書などとなる。

- 自費解体の償還金額は解体費、運搬費、処分費の合計額であり、その算定の考え方は、公費解体を行った場合と同じである。

## 1-10 今後の県の取組

---

- ・ 大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物の処理を円滑に行うために、県は以下の取り組みを行う。
  - ① 県内の広域処理体制を強化するため、県、市町村担当者を対象とした演習、研修を行うとともに、広域連携の詳細な手順を示す。
  - ② 廃棄物の再資源化に関する技術や仮置場の効率的な運営手法等について、最新の科学的、技術的知見を収集し、市町村へ情報提供する。
  - ③ 市町村に対し、災害廃棄物の処理体制をさらに確保するよう下記の要請をする。
    - ・ 災害廃棄物の迅速な処理を行うための必要な仮置場及び最終処分場の確保
    - ・ 既存の一般廃棄物処理施設の耐震化、補修資材・燃料の確保
  - ④ 災害時に県内の産業廃棄物処理施設が活用できるよう、設置者と協議を図る。

## 第2章 発災後対応（応急対策期）

- ・ 岐阜県地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合には、第1章に示された組織体制・指揮命令系統を確立する等の事前に検討した震災対応業務を可能な限り早期に実施するものとする。

### 2-1 災害廃棄物の処理主体

---

- ・ 災害廃棄物の処理主体は災害廃棄物が発生した被災市町村であることから、被災市町村は、災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況などを踏まえて、災害廃棄物処理指針及び市町村災害廃棄物処理計画を基本として、災害廃棄物の処理指針を含む市町村災害廃棄物処理実行計画を策定することとなる。
- ・ 県は、被災市町村の上記の計画策定において、被災市町村が災害廃棄物を発災後3年以内に処理できないことが明らかとなった場合又は一般廃棄物処理施設が災害により使用不能になり復旧に相当な時間を要する場合等には、被災市町村の要請に基づいて、県市町村間協定書による災害廃棄物処理の広域応援体制を構築する。
- ・ 国が災害廃棄物処理指針を策定した場合には、県は、県災害廃棄物処理実行計画を策定し、市町村はこれらを踏まえた市町村災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- ・ 災害により被災市町村の行政機能が喪失して被災市町村自らが災害廃棄物の処理をすることができない場合、県は、被災市町村からの事務委託を受けて、災害廃棄物処理を行う。

## 2-2 組織体制・指揮命令系統

- ・ 県内で震度5強以上の地震が発生したときは、廃棄物対策課職員及び県事務所職員は、勤務時間外の場合は直ちに職場に参集し、勤務時間中はその場で岐阜県地域防災計画に基づく廃棄物対策班及び支部をそれぞれ組織する。
- ・ 環境エネルギー生活部長及び次長は、岐阜県地域防災計画に基づいて設置される環境エネルギー生活部内の災害対策を総括し、指揮する。
- ・ 廃棄物対策班のリーダーは、当面の対応において24時間の勤務体制及び他所属から補充人員の必要性を判断する。必要と判断した場合は、環境エネルギー生活部長から部内各課へ応援職員の動員を依頼する。なお、24時間の勤務体制とするときは、休憩室の確保と休憩すべき者に適宜休憩を指示する。
- ・ 県が被災市町村からの事務委託により災害廃棄物処理を実施する場合は、環境エネルギー生活部長から総務部長に対し、下記(2)の表に基づく職員の補充を依頼する。

### 廃棄物対策班の構成・事務分掌（再掲 14P）

#### (1) 初期期・市町村が災害廃棄物処理を行う場合

##### ①構成

リーダー	係	廃棄物対策課	他の所属
廃棄物対策課管理職員を充てる。 課長を統括リーダーとする。	総括係	4名	—
	広域調整班	6名	—
	情報収集班	6名	—

- ・ 要員の追加が必要な場合は、環境エネルギー生活部長の指示により、部内各課から応援職員を動員する。

##### ②業務内容

係名	業務内容
総括係	・ 災害対策本部との連絡調整
広域調整係	・ 広域応援の実施に関する連絡調整（市町村、他都道府県、国、事業者団体） ・ 災害廃棄物処理全般の進行管理（国が災害廃棄物処理指針を策定した場合は県災害廃棄物処理実行計画の作成） ・ 災害廃棄物発生量の推計 ・ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援
情報収集係	・ 被災市町村（一部事務組合を含む）、県事務所等からの情報収集 ・ 災害査定対応 ・ 国庫補助関係事務

#### (2) 県が災害廃棄物処理を実施する場合

- ・ 県が被災市町村からの事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合には、チームの構成及び業務内容を以下のとおりとする。

①構成

リーダー	係	廃棄物対策課	部内各課	他の所属
廃棄物対策課管理職員を充てる。 課長を統括リーダーとする。	総括係	2名		
	計画係	3名		
	施設係※1	2名	6名	2名※2
	管理係	2名	4名	
	処理困難物等処理係	3名	6名	

※1 仮設焼却施設を1基建設・運用する場合の人員とし、複数基設置する場合は、同規模の複数班体制とする。

※2 岐阜県災害対策マニュアル（危機管理部作成）に基づき、県災害対策本部職員派遣チームに、施設の設計等に必要な技術職員の派遣を要請する。

②業務内容

班名	業務内容
総括係	・災害対策本部との連絡調整
計画係	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理実行計画の進捗管理
施設係	・二次仮置場の整備・管理 ・仮設焼却施設の整備・管理
管理係	・国庫補助金の申請 ・災害査定対応
処理困難物等処理係	・有害廃棄物・危険物、適正処理困難物の処理 ・各リサイクル法によりリサイクルルートが確立された廃棄物の処理 ・廃自動車等の所有者調査、処理 ・廃家電類の処理

## 2-3 情報収集・連絡

### 1 発災直後

- ・ 支部職員は、被災市町村及び一般廃棄物処理施設を管理する一部事務組合の廃棄物担当部局との通信・連絡が可能かどうかを確認し、通信・連絡状況を廃棄物対策班に報告する。
- ・ 廃棄物対策班職員は、支部環境課、国の廃棄物担当部局並びに事業者団体との通信・連絡が可能かどうかを確認する。
- ・ 発災後12時間経過しても、県防災行政無線（地上系・衛星系）又はNTT回線のいずれによっても連絡を取ることができない一部事務組合があるときは、災害対策本部と調整し、被災市町村がある支部環境課職員を派遣して連絡体制を確保する。
- ・ 廃棄物対策班リーダーは、発災後参集しない廃棄物対策課職員がある場合、計画した廃棄物対策班の人員が確保できるか防災部局で実施する安否確認情報により職員の参集見込みを確認し、確保できない見込みがあるときは環境エネルギー生活部長に部内所属から補充すべき人員数を申し伝える。

### 2 発災後3日目まで

- ・ 廃棄物対策班は、被災市町村及び一部事務組合からの情報を定時に取りまとめるため、被災市町村を所管する支部環境課を通じて、環境エネルギー生活部災害対応マニュアルに基づき市町村及び一部事務組合の廃棄物担当部局に報告すべき事項、集計時点、報告時点を明らかにして定時報告を依頼する。

情報収集すべき項目（再掲 18P）

区 分	情報収集項目	目 的
避難所ごみ・し尿の収集・処理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集運搬状況</li> <li>・ 処理状況</li> <li>・ 必要な支援内容</li> </ul>	広域応援の実施
廃棄物処理施設の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の被害状況</li> <li>・ 復旧見通し</li> <li>・ 必要な支援内容</li> </ul>	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場の設置場所と規模</li> <li>・ 必要資材の調達状況</li> </ul>	
廃棄物発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物発生量の推計値</li> </ul>	
腐敗性廃棄物、有害廃棄物・危険物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腐敗性廃棄物の種類・量、発生状況</li> <li>・ 有害廃棄物の種類・量、発生状況</li> <li>・ 危険物の種類・量、発生状況</li> </ul>	生活環境の保全

- ・ 上記以外に市町村から他市町村の状況等について情報提供の求めがあった場合、県は情報収集し提供する。

## 2-4 協力・支援体制

- ・ 廃棄物対策班は、災害廃棄物処理に関し、国、支援地方公共団体、事業者団体、災害廃棄物処理支援団体へ取りまとめた情報を提供するとともに、支援要請を行う。
- ・ 廃棄物対策班は、被災家屋の片づけなどのボランティアについて、県に問い合わせがあった場合は、岐阜県地域防災計画に基づき、災害対策本部の避難所支援チームを紹介する。
- ・ 廃棄物対策班は、ボランティアが災害廃棄物の撤去作業に携わる場合に注意すべき事項について、注意事項をまとめた文書を被災地のボランティアセンターが配布できるよう用意する。

### 1 自衛隊・警察・消防との連携事項

- ・ 廃棄物対策班は、災害対策本部の受援チームを通じて災害廃棄物の撤去に関する必要な情報を情報提供する。

#### (自衛隊・警察・消防への情報提供項目)

- ・ 被災者の捜索救助や道路啓開のための災害廃棄物の撤去に必要な情報（仮置場の場所、廃棄物処理施設への進入路）
- ・ 廃PCB等の有害廃棄物、消火器等の危険物の所在情報、取扱方法
- ・ 思い出の品、貴重品の搬送先・搬送方法

### 2 国、応援地方公共団体との連携事項

県は、以下の事項について、情報を収集又は提供し、国・応援地方公共団体との連携に努める。

- ・ 災害廃棄物の発生状況の情報提供
- ・ 被災市町村の災害廃棄物処理の支援要請事項の情報提供
- ・ 事業者団体、災害廃棄物処理支援団体の支援状況の情報提供
- ・ 県内の応援市町村による災害廃棄物の広域処理体制の構築
- ・ 県外地方公共団体からの災害廃棄物処理に係る支援申し入れの取りまとめ（※）  
※ 他都道府県との協定に基づく支援の要請については、計画で想定する災害においては他県においても甚大な被害が生じていることから、国による災害廃棄物処理支援の調整の状況について留意する。
- ・ 災害廃棄物等の処理に係る国から発出される災害廃棄物処理指針の周知
- ・ 国に対する災害廃棄物処理の支援（財政、人員派遣、廃棄物処理の特例措置）の要請

### 3 事業者団体、災害廃棄物処理支援団体との連携事項

#### (1) 情報提供

県は、以下の事項について、情報を提供し、各団体との連携に努める。

- ・ 災害廃棄物の発生状況
- ・ 被災市町村の災害廃棄物処理の支援要請事項
- ・ 被災市町村のごみ、し尿の収集運搬・処理の状況の情報提供
- ・ 避難所設置状況、仮設トイレの設置状況及び避難所ごみの発生状況

#### (2) 支援要請

- ・ 仮設トイレのし尿の収集運搬について、被災市町村からの協力要請を受け、岐阜県環境

整備事業協同組合との「無償団体救援協定書」に基づく同組合への支援の要請を行う。

なお、仮設トイレのし尿は、設置直後から収集運搬すべき事態となることが想定されるため、被災市町村からの要請がない段階においても、岐阜県環境整備事業協同組合に支援を要請することを検討する。

- ・ 避難所ごみ等の収集運搬について、被災市町村からの協力要請を受け、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合に対し「無償団体救援協定書」に基づく支援の要請を行う。

なお、避難所ごみ等は、避難所開設直後から収集運搬すべき事態となることが想定されるため、被災市町村からの要請がない段階においても、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合に支援を要請することを検討する。

- ・ 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会との「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく同協会への災害廃棄物の撤去、処分等への支援の要請を行う。

## 2-5 一般廃棄物処理施設等

---

### 1 一般廃棄物処理施設等の安全性の確認・補修

- ・ 廃棄物対策班は、支部環境課を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況及び復旧の見通し等について情報を把握する。

### 2 し尿処理

- ・ 県は、仮設トイレのし尿の収集運搬について、被災市町村の要請により、岐阜県環境整備事業協同組合との「無償団体救援協定書」に基づいて同組合に支援を要請する。
- ・ 県は、し尿の処理に関し、被災市町村の要請に基づき、処理先、処理量等について、災害被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センターでの処理の調整を行う。
- ・ 仮設トイレのし尿の処理については、設置直後から収集運搬、処分が必要となることが想定されるため、県は、被災市町村からの要請がない段階においても処理量等の把握に努め、広域的な処理を構築する。

### 3 避難所ごみ等

- ・ 県は、避難所ごみ等の収集運搬について、被災市町村から支援要請があったときは、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合との協定により、両組合に対して、支援協力を要請する。
- ・ 市町村は、避難所ごみ等を屋外に保管する場合には、被覆やコンテナを活用するなど、雨天時における飛散、流出防止措置を講じる。

### 4 仮置場

- ・ 県は、災害廃棄物を集積するために市町村が設置する仮置場の衛生管理に関し必要な助言を行う。
- ・ 県は、被災市町村からの要請に基づき、国有地又は県有地の使用について、国及び県機関との必要な調整を行う。
- ・ 仮置場については、環境省「災害廃棄物対策指針」の【技 18-3】「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」、【技 18-4】「仮置場の運用に当たっての留意事項」などに詳細がまとめられている。同資料からの抜粋も含め、市町村が設置する仮置場の設置・運営に関する考え方や注意事項の主な要点を以下にまとめる。
- ・ 県は各市町村に、看板等の必要資機材や関係団体との調整、管理人員の確保等、平時から事前に準備し、協議・調整できるものはあらかじめ実施しておくことを助言する。

#### 【発災直後の仮置場開設】

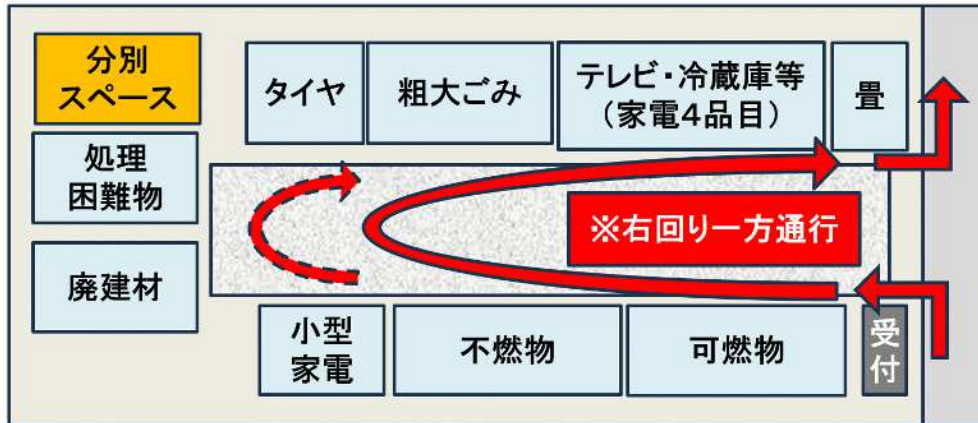
- ・ 発災直後から排出される片付けごみの保管場所として、平時から準備しておいた仮置場の開設を迅速に行う。
- ・ 仮置場の場所、受付日、時間、分別・排出方法等について住民等へ周知・広報する。
- ・ 土地の返還を想定して仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。
- ・ 必要に応じて、仮置き前に周辺の公共用水域及び地下水（井戸等）の状態を確認しておく。
- ・ 民有地の場合、汚染を防止するための対策と原状復旧時の返却ルールを事前に作成し、地権者や住民に提案することが望ましい。

### 【仮置場の管理運営】

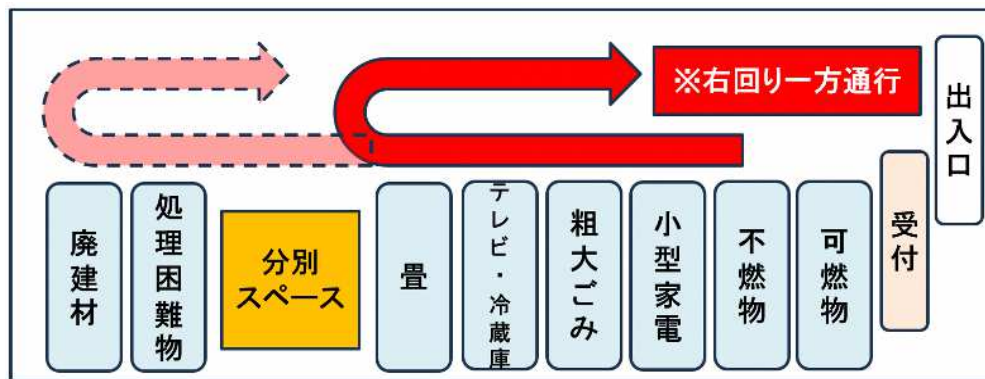
- ・ 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。また場内には、分別指導や荷下ろしを補助するための人員を配置する。
- ・ 出入口に門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄等をされないよう、重機でふさいだり、警備員を配置する。
- ・ 片付けごみの搬入量を把握するため、車両の搬入台数を記録する。公費解体に伴い発生した災害廃棄物については、その搬入量・搬出量の概略値の把握等のため、必要に応じて簡易計量器を出入口に設置する。
- ・ 搬入・搬出車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行とするため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。
- ・ 仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など、必要に応じて防止策を検討する。
- ・ 仮置場内レイアウトの留意点としては、「順番に下ろしやすいよう、大きなものや重いものの置場は後のほうに配置する」「処理困難物・危険物や廃建材（アスベスト含有の可能性あり）は可能であれば離れた場所に配置し、雨水の接触を避ける」といった点を踏まえた分別配置にする。分別およびレイアウトの例を以下に示す。
- ・ 土地の返還に際しては、設置した施設の撤去、既設の側溝や集排水設備内の堆積物の除去・清掃など、現状復旧を行う。



仮置場での分別例（出典：環境省）



レイアウト例1 (縦横に余裕がある敷地のケース)



レイアウト例2 (細長い敷地のケース)

【環境対策・火災防止等】

- ・ 仮置場内又は近傍において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、労働災害の防止や、周辺環境及び住民の生活環境への影響を防止するよう努める。なお、異常な値が確認された場合には、関係機関へ連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- ・ 仮置きする前に仮舗装の実施やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討し、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。
- ・ 廃棄物の積み上げ高さは、5 m以上とならないように管理するなど、火災防止には十分留意する。
- ・ 災害により破損した太陽光発電設備の保管及び処理に当たっては、感電の防止、破損等による怪我の防止、水濡れの防止、仮置場で保管する場合においては分別保管等に留意が必要であることから、県は市町村に必要な助言を行う。
- ・ 太陽光発電設備は、一部破損していても受光面に光が当たると発電し、感電事故の発生が懸念されるため、みだりに人が近づかないような措置を取り、受光面を下にするか遮光用シートで覆い発電しないようにし、厚手のゴム手袋をして作業するなどの一連の措置が必要となる。詳細については、災害廃棄物対策指針【技 24-16】「太陽光発電設備の取扱いについて(被災した太陽光発電設備の取扱い上の留意事項)」を参照のこと。
- ・ 石綿の飛散防止の観点から、県は市町村に必要な助言を行う。
- ・ 石綿を含有しているおそれのある廃棄物については、初動対応者や住民等への注意喚起

をはじめ、解体や片付けの際に明確に分別して袋詰め等すること、十分に湿潤化を行うこと、破碎や切断は最小限に行うことなどの対策が求められる。詳細については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月・環境省）を参照のこと。

## 5 住民広報

- ・ 災害廃棄物の処理について、住民への広報を適切に行うよう、県は市町村に助言する。
- ・ 主な広報手段とその特性については、下記のとおり整理される。いずれか一つに限定するのではなく、状況に応じて複数手段を組み合わせる使い分けの効果が期待される。

広報手段	長所	短所
紙チラシ	地域の多くの人に届きやすい	配布の手間がかかり、離れた場所だと確認できない
ホームページ・SNS掲載	遠隔地でも閲覧できる	高齢者や停電中などは閲覧しにくい
防災無線	地域の人々の耳に届きやすい	最初から通して聴く必要あり
テレビ・ラジオ	目に入りやすい	手元に残らないため後から確認しにくく、常時閲覧できるわけではない

- ・ 災害廃棄物の処理方法（仮置場の案内）の広報を想定した場合、掲載すべき項目を平時から整理し、チラシ等の文面の作成を平時から進めておくことが重要となる。発災後に急いで作成すると重要項目の抜け等が発生しがちである。迅速かつ正確な情報伝達が、不適正な災害廃棄物の投棄などを防ぐことにもつながる。
- ・ チラシ等で案内すべき内容・項目としては、例えば下記のとおり整理される。なお、こうした内容は平時から構成しておくべき内容であるため、平時においても可能な範囲で住民への広報や意識醸成を行うことが望ましい。日常ごみの分別パンフレット内に災害ごみの項目を設けて仮置場開設や分別品目を記載している例や、住民を含めた災害廃棄物ワークショップを開催している例などもある。（再掲）

### 《掲載すべき内容（仮置場開設の例）》

（タイトル）

災害ごみの仮置場を開設します

（内容）

- 設置場所（地図と車両ルート付き）
- 搬入できる日程・時間
- 搬入できるもの・できないものの一覧
- 注意事項・必要事項・持参物  
（危険物・生活ごみ・便乗ごみ・域外搬入禁止、住所確認書類持参など）
- 場内配置図と下ろす順序  
（下ろしやすいよう積んでもらうため）
- 場内では係員の誘導に従うこと
- 高齢者など搬入困難者への対応（あれば）

●問い合わせ先

- ・ 広報チラシの作成例を資料編に示す。

**6 産業廃棄物処理施設の活用**

- ・ 県は、災害廃棄物の発生量が県内の一般廃棄物処理施設における広域処理等によっても3年以内に処理できない場合は、産業廃棄物処理施設の活用について検討し、必要がある場合には、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会へ支援の要請を行う。

## 2-6 被災市町村への人材派遣

---

- ・ 県市町村間協定書に基づき、廃棄物処理に関して市町村から職員派遣の要請があった場合には、県職員を派遣する。
- ・ 職員派遣により廃棄物対策班の構成人数が不足することのないよう、岐阜県業務継続計画に基づき、部内他所属へ応援要請する。
- ・ 災害により有害廃棄物や処理困難な廃棄物が生ずる可能性があるが、市町村からその処理方法について助言の要請があった場合には、県は、国、有識者及び民間事業者団体等で構成される災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.waste-Net）等を活用し支援を行う。

### 第3章 災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）

- ・ 被災市町村において、災害廃棄物を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合及びし尿、生活ごみ、避難所ごみが処理できない場合には、被災市町村の要請に基づいて、県市町村間協定書による広域応援体制を構築する。
- ・ 災害廃棄物の広域応援体制は、災害廃棄物の処理が発災から3年以上に及ばないようにする。
- ・ なお、災害廃棄物発生量が、被災市町村で3年以内に処理できる見込みであっても、被災市町村の要請に基づいて、県事務所、市町村及び一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討する。
- ・ また、災害廃棄物は一般廃棄物処理施設での処理、仮置場における仮設破碎・選別機による処理又は産業廃棄物処理施設を活用した処理などにより可能な限り再資源化に努める。
- ・ し尿の処理については、仮設トイレ設置直後から収集運搬、処分に支障が生じるおそれが高いことから、発災後直ちに広域応援体制を構築する。
- ・ 被災市町村において生活ごみ及び避難所ごみが処理できない場合、被災市町村の要請に基づき、被災した施設が復旧するまでの間の生活ごみ及び避難所ごみの処理について、災害による被害が比較的軽微な市町村の焼却施設で処理することを調整し、広域応援体制を構築する。

#### 3-1 災害廃棄物処理実行計画

---

##### 1 災害廃棄物処理実行計画の作成

- ・ 県は、災害廃棄物処理指針及び国庫補助事業の特例について情報収集を行い、被災市町村に情報提供を行う。
- ・ 被災市町村は、災害廃棄物処理指針及び市町村災害廃棄物処理計画を基本として、地域の実情に配慮した処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成する。
- ・ 県は、被災市町村の災害廃棄物処理実行計画作成を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行う。
- ・ 県が被災市町村からの地方自治法に基づく事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合、廃棄物対策班は、当該災害廃棄物処理のため、処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成する。



【図4】 災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け

## 2 発生量・処理可能量・処理見込み量

- ・ 県及び被災市町村は、発災後における災害廃棄物処理実行計画の作成、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえて、「1-6 災害廃棄物処理の推計」の手法を参考に、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行うものとし、推計結果は定期的に相互に照らし合わせをするとともに、被害の判明状況及び災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて見直していく。

### 3 処理スケジュール

- ・ 県は、被災市町村が処理可能量等を踏まえて作成した処理スケジュールをもとに、県内の広域処理等スケジュールを取りまとめる。
- ・ 県が被災市町村からの地方自治法に基づく事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合、県は、当該災害廃棄物処理のスケジュールを作成する。
- ・ スケジュールの作成に当たっては、以下の緊急性の高いものを優先し、関係部局と調整して作成する。なお、木くずについては時間が経過すると腐敗して再資源化が困難となること等に留意して、廃棄物の種類に留意してスケジュールを作成する必要がある。
  - ① 道路の啓開に伴う災害廃棄物の撤去
  - ② 仮設トイレのし尿処理
  - ③ 有害廃棄物・危険物の回収
  - ④ 倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去
  - ⑤ 腐敗性廃棄物の処理

### 4 広域処理等フロー

- ・ 県は、災害廃棄物の再資源化、最終処分の状況を把握するために、第1章の処理フローをもとに、被災市町村の災害廃棄物処理実行計画に基づいて、広域的な処理フローを作成するものとする。広域処理等フローは、災害廃棄物の処理状況に応じて適宜見直す。

### 5 災害廃棄物処理の進捗管理

- ・ 県は、発生量と仮置場における処理量を情報収集することにより、災害廃棄物処理の進捗管理を行う。
- ・ 災害廃棄物の発生量については、発災直後、被害棟数から概ねの災害廃棄物発生量を推計した後、仮置場に集積した廃棄物の容量、表面組成から実際の発生量を推計するなど、随時見直しを行う。
- ・ 積雪等の影響により、仮置場の運営等に支障が生じることが想定される地域においては、進捗管理を行う上で考慮する。

### 6 再資源化した製品の利用促進

- ・ 再資源化した製品が復旧資材等として利用されるよう、県は、国、地方公共団体に対し再資源化した製品の情報提供、広報活動を行う。

## 3-2 災害廃棄物の広域処理等

---

### 1 方針

- ・ 被災市町村において、災害廃棄物を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合には、広域応援体制を構築する。
- ・ 県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても3年間に処理できない災害廃棄物が発生したときは、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、市町村による仮設処理施設での処理を検討する。
- ・ なお、災害廃棄物発生量が、被災市町村で3年以内に処理できる見込みであっても、被災市町村の要請に基づいて、県事務所、市町村及び一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討する。
- ・ 災害廃棄物の再資源化のため、県は、県内の廃棄物処理施設について市町村へ情報提供する。

### 2 調整方法

- ① 県は、被災市町村を所管する支部環境課を通じて被災市町村に災害廃棄物の焼却処理及び最終処分に係る広域処理希望量を確認する。
- ② 県は、各施設の可燃物及び不燃物の受入れ可能量を算定して、各施設管理者に災害廃棄物の受入を要請する。
- ③ 各施設管理者は年間受入可能量を県に連絡する。
- ④ 県は、被災市町村ごとに年間受入可能量の割振りをし、被災市町村に受入施設及び年間受入量について、被災市町村を所管する支部環境課を通じて通知する。
- ⑤ 被災市町村は、県市町村間協定書により応援市町村に対して、災害廃棄物の処理の応援の要求をする。

### 3-3 し尿の広域処理

---

#### 1 方針

- ・ し尿の収集運搬能力又はし尿処理施設の充足率が100%を下回る事態が生じるおそれのある規模の災害が発生した場合には、県は、被災市町村の要請に基づいて、被災市町村のし尿処理施設で受入れ処理できないし尿を災害被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センター（以下この項において「支援施設」という。）で受け入れることを調整する。

#### 2 調整方法

- ① 県は、被災市町村を所管する支部環境課を通じて被災市町村にし尿の収集運搬及び処分に係る広域処理希望量を確認する。
- ② 県は、支援施設に被災市町村のし尿処理施設で処理できないし尿の受入を要請する。
- ③ 支援施設は、受入可能量、受入方法を県に連絡する。
- ④ 県は、被災市町村ごとに受入可能量の割振りをし、被災市町村に受入施設、受入量及び受入方法について、被災市町村を所管する支部環境課を通じて通知する。
- ⑤ 被災市町村は県市町村間協定書により知事又は応援市町村に対してし尿処理の応援の要求をする。

#### ※下水道施設でし尿処理をする場合の留意事項

- ・ 下水道の管理者は、処理能力を超える搬入がされないよう処理状況を把握し、処理能力を超えるおそれがあるときは、管理者は搬入中止等の判断を行い、被災市町村に搬入中止等を通知する。
- ・ 下水道の管理者は、下水道終末処理場には、し尿処理施設のようにし尿を直接投入する設備が整備されておらずマンホールから投入する必要があることから、作業上の注意点等を整理し作業員に周知徹底する必要がある。
- ・ 下水道の管理者は、下水道終末処理場には専用の受入槽がないため一度に大量の受け入れができないことから搬入時間の調整を行い、被災市町村に通知する。

### 3-4 生活ごみ及び避難所ごみの広域処理

---

#### 1 方針

- ・ 被災市町村において生活ごみ及び避難所ごみが処理できない場合、被災市町村の要請に基づき、被災した施設が復旧するまでの間の生活ごみ及び避難所ごみの処理について、災害による被害が比較的軽微な市町村の焼却施設で処理することを調整する。

#### 2 調整方法

- ① 県は、被災市町村を所管する支部環境課を通じて被災市町村に生活ごみ及び避難所ごみの処理に係る広域処理希望量を確認する。
- ② 県は、被害が比較的軽微な焼却施設について、受入可能量を算定して、各施設管理者に生活ごみ及び避難所ごみの受入を要請する。
- ③ 各施設管理者は受入可能量を県に連絡する。
- ④ 県は、被災市町村ごとに受入可能量の割振りをし、被災市町村に受入施設及び受入量を、被災市町村を所管する支部環境課を通じて通知する。
- ⑤ 被災市町村は、県市町村間協定書により応援市町村に対して、生活ごみ及び避難所ごみ処理の応援要求をする。

### 3-5 県を越えた災害廃棄物の処理の広域調整

---

- ・ 県内の広域処理体制によっても発災後3年以内に災害廃棄物を処理することが見込まれない場合は、県内の産業廃棄物処理施設の活用、県外の民間一般廃棄物処理施設、市町村による仮設焼却施設での処理のほか、県を越えた広域調整による処理が必要となる。
- ・ 県は、近接する県の一般廃棄物処理施設の稼働状況について把握し、近接する県に対し災害廃棄物の受入を調整する。
- ・ 県を越えた連携が必要となった場合は、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき対応する。

## 第4章 代行処理

### 4-1 県による代行処理の方針

---

- ・ 被災市町村の職員又は庁舎の甚大な被害により行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、県が災害廃棄物の処理を代行するものとする。

### 4-2 県への災害廃棄物処理の事務の委託方法

---

- ・ 市町村は、災害により行政機能が喪失して災害廃棄物を処理することができない場合は、地方自治法第252条の14第1項に基づき、協議により規約を定め、県に災害廃棄物の処理を事務委託する。

### 4-3 国による代行処理

---

- ・ 平成27年に災害対策基本法が改正され、災害対策基本法により指定された災害で生じた廃棄物の処理の代行を国が行うことができることとなった。
- ・ 国による処理の代行は、被災市町村からの要請により、下記の事項を勘案し適用の要否が判断される。
  - ①市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
  - ②指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
  - ③指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

# 資料編

**【想定災害ごとのリサイクル可能量・焼却処理量・最終処分量】**

想定災害ごとのリサイクル可能量、焼却処理量、最終処分量を、表1～11に示す。

**【表1】リサイクル可能量、最終処分量（①南海トラフ巨大地震）**

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	2,739	2,191	27	548
西濃圏域	1,437	1,150	14	287
中濃圏域	734	587	7	147
東濃圏域	831	665	8	166
飛騨圏域	222	178	2	44
県合計	5,964	4,770	60	1,193

(単位：千t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

**【表2】リサイクル可能量、最終処分量（②養老-桑名-四日市断層帯地震）**

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	4,001	3,201	40	800
西濃圏域	5,596	4,477	56	1,119
中濃圏域	321	257	3	64
東濃圏域	126	101	1	25
飛騨圏域	4	3	0	1
県合計	10,049	8,038	100	2,010

(単位：千t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表3】リサイクル可能量、最終処分量（③阿寺断層系地震（南端から北西へ））

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	125	100	1	25
西濃圏域	76	61	1	15
中濃圏域	356	285	4	71
東濃圏域	271	217	3	54
飛騨圏域	1,559	1,247	16	312
県合計	2,387	1,910	24	477

(単位：千t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表4】リサイクル可能量、最終処分量（④阿寺断層系地震（北端から南東へ））

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	182	146	2	36
西濃圏域	133	106	1	27
中濃圏域	350	280	4	70
東濃圏域	1,282	1,026	13	256
飛騨圏域	997	798	10	199
県合計	2,945	2,355	29	589

(単位：千t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表5】リサイクル可能量、最終処分量（⑤高山・大原断層帯地震（北端から南西へ））

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	168	134	2	34
西濃圏域	142	114	1	28
中濃圏域	584	467	6	117
東濃圏域	18	14	0	4
飛騨圏域	1,483	1,186	15	297
県合計	2,396	1,916	24	479

(単位：千t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表6】リサイクル可能量、最終処分量（⑥高山・大原断層帯地震（南端から北東へ））

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	0	0	0	0
西濃圏域	0	0	0	0
中濃圏域	98	78	1	20
東濃圏域	1	1	0	0
飛騨圏域	2,025	1,620	20	405
県合計	2,125	1,699	21	425

(単位：千t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表7】リサイクル可能量、最終処分量（⑦跡津川断層帯地震）

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	350	280	4	70
西濃圏域	208	166	2	42
中濃圏域	265	212	3	53
東濃圏域	24	19	0	5
飛騨圏域	2,056	1,645	21	411
県合計	2,904	2,322	29	581

(単位：千t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表8】リサイクル可能量、最終処分量（⑧揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震）

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	6,830	5,464	68	1,366
西濃圏域	1,366	1,093	14	273
中濃圏域	2,708	2,166	27	542
東濃圏域	225	180	2	45
飛騨圏域	18	14	0	4
県合計	11,147	8,918	111	2,229

(単位：千t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表 9】 リサイクル可能量、最終処分量（⑨長良川上流断層帯地震（北端から南へ））

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	1,077	862	11	215
西濃圏域	286	229	3	57
中濃圏域	2,206	1,765	22	441
東濃圏域	203	162	2	41
飛騨圏域	209	167	2	42
県合計	3,981	3,185	40	796

(単位：千 t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表 10】 リサイクル可能量、最終処分量（⑩長良川上流断層帯地震（南端から北へ））

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	66	53	1	13
西濃圏域	44	35	0	9
中濃圏域	1,177	942	12	235
東濃圏域	2	2	0	0
飛騨圏域	92	74	1	18
県合計	1,380	1,105	14	276

(単位：千 t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

【表 11】 リサイクル可能量、最終処分量（⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ））

圏域	発生総量	リサイクル量 (80%)	焼却処理量 (余熱利用なし) (1%)	最終処分量 (埋立) (19%+焼却灰1%)
岐阜圏域	157	126	2	31
西濃圏域	82	66	1	16
中濃圏域	152	122	2	30
東濃圏域	3,905	3,124	39	781
飛騨圏域	16	13	0	3
県合計	4,312	3,450	43	862

(単位：千 t)

※最終処分量には「サーマルリサイクル」「焼却処分」の焼却灰として発生総量の1%分を加えているため、合計は一致しない。

**【想定災害ごと・圏域ごとの片付けごみ発生量推計】**

想定災害ごとの片付けごみ発生量推計を、表 1 2 に示す。

**【表 12】 想定災害ごと・圏域ごとの片付けごみ発生量推計**

想定災害	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	県合計
①南海トラフ巨大地震	145	77	49	54	13	338
②養老-桑名-四日市断層帯地震	201	221	25	8	0	454
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	8	4	27	19	75	133
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	11	6	26	72	42	157
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	10	7	31	1	72	122
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	0	0	7	0	89	97
⑦跡津川断層帯地震	21	11	21	2	93	147
⑧揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯地震(北端から南東へ)	294	80	126	15	2	517
⑨長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	66	16	103	14	15	213
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	5	2	48	0	9	65
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層 帯地震(南端から北東へ)	11	4	16	174	2	207

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位:千t)

**【一般廃棄物処理施設と一般廃棄物最終処分場の処理可能量】**

一般廃棄物処理施設の処理可能量を表 1 3 に、一般廃棄物最終処分場の処理可能量を表 1 4 に示す。

【表 13】一般廃棄物焼却・溶融施設の処理可能量（1 / 2）

圏域名	市町村等	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理 能力※1 (t/年)	年間処理 実績※2 (t/年)	余力※3 (t/年)	災害廃棄物 処理可能量 ※4 (t/3年間)	想定震度※5											
								①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
岐阜圏域	岐阜市	掛洞プラント	150	43,800	15,516	28,284	77,781	6弱	6強	5強	5強	5強	5弱	5強	7	6弱	5強	5強	
	岐阜市	東部クリーンセンター	450	131,400	96,454	34,946	96,102	5強	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	7	6弱	5強	5強	
	各務原市	北清掃センター	192	56,064	39,765	16,299	44,822	5強	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6弱	5強	5強	
	山県市	クリーンセンター	36	10,512	6,827	3,685	10,134	6弱	6弱	5強	5強	5強	5強	5強	7	6強	6弱	5強	
	本巣市	真正廃棄物処理施設	2	休止中					6弱	5弱	5弱	5強	5弱	5弱	6強	6強	6弱	6弱	5強
		根尾廃棄物処理施設	0.8	休止中					5強	6弱	5強	5強	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱	5強
西濃圏域	大垣市	クリーンセンター	240	70,080	43,160	26,920	74,030	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強	
	垂井町	クリーンセンター	40	11,680	6,898	4,782	13,151	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱	
	南濃衛生施設 利用事務組合	清掃センター	80	23,360	16,536	6,824	18,766	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱	
	西濃環境整備 組合	西濃環境保全センター	180	52,560	32,514	20,046	55,127	6弱	6強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5強	5弱	
		西濃環境保全センター	90	26,280	18,367	7,913	21,761	6弱	6強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5強	5弱	
中濃圏域	郡上市	郡上クリーンセンター	75	21,900	9,233	12,667	34,834	5強	5強	5強	6強	6弱	7	5強	6強	7	7	5強	
	可茂衛生施設 利用組合	ささゆりクリーンパー クエコサイクルプラザ	240	70,080	48,513	21,567	59,309	5強	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6弱	
	中濃地域広域 行政事務組合	クリーンプラザ中濃 ガス化溶融施設	168	49,056	28,873	20,183	55,503	5強	5強	5弱	5強	5弱	5強	5弱	7	6強	6強	5強	
東濃圏域	多治見市	三の倉センター	170	49,640	40,498	9,142	25,141	6弱	6弱	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	6強	
		笠原クリーンセンター	18	休止中					6弱	6弱	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	6強
	中津川市	環境センター	98	28,616	22,093	6,523	17,938	6弱	5弱	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5強	6弱	5強	6強	
	瑞浪市	クリーンセンター	50	14,600	9,292	5,308	14,597	6弱	5強	5弱	6弱	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6強	
	恵那市	恵南クリーンセンター あおぞら	25	休止中					6弱	5弱	5強	6弱	5弱	5弱	5弱	5強	5強	5弱	6強
	土岐市	環境センター	70	20,440	14,238	6,202	17,056	6弱	5強	5弱	6弱	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6強	

【表 13】一般廃棄物焼却・溶融施設の処理可能量（2 / 2）

圏 域 名	市町村等	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理 能力※1 (t/年)	年間処理 実績※2 (t/年)	余力※3 (t/年)	災害廃棄物 処理可能量 ※4 (t/3年間)	想定震度※5										
								①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
飛 騾 圏 域	高山市	資源リサイクルセンター —清掃工場	100	29,200	19,742	9,458	26,010	5強	4	6弱	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
		久々野クリーンセンター —	16	4,672	1,385	3,287	9,039	5強	5強	6強	6強	6強	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
	飛騾市	クリーンセンター	25	7,300	5,520	1,780	4,895	5強	4	5強	5強	5強	6弱	6強	5弱	5強	5強	5弱
	下呂市	クリーンセンター	60	17,520	10,018	7,502	20,631	5強	5強	6強	7	5強	7	5強	6弱	6強	6弱	6弱
県合計			2,576	738,760	485,442	253,318	696,625	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 年間稼働日数を292日として算出。

※2 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果より

※3 年間処理能力—年間処理実績として算出。

※4 処理期間を2.75年として算定。

※5 ①：南海トラフ巨大地震 ②：養老-桑名-四日市断層帯地震 ③：阿寺断層系地震（南端から北西へ） ④：阿寺断層系地震（北端から南東へ）

⑤：高山・大原断層帯地震（北端から南西へ） ⑥：高山・大原断層帯地震（南端から北東へ） ⑦：跡津川断層帯地震

⑧：揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ） ⑨：長良川上流断層帯地震（北端から南へ） ⑩：長良川上流断層帯地震（南端から北へ）

⑪：屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

①、②、③、⑤及び⑦については、施設の想定震度。④、⑥、⑧、⑨、⑩及び⑪については、施設が設置されている市町村の最大震度。

ただし、多治見市の笠原クリーンセンターは、すべての地震について施設が設置されている市町村の最大震度。

【表 14】一般廃棄物最終処分場の処理可能量（1 / 3）

圏域名	市町村等	施設名	埋立実績 ※1 (m3/年)	残余容量 ※1 (m3)	10年後 残余容量 ※2 (m3)	10年後 残余容量 ※3 (t)	想定震度※4										
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
岐阜圏域	岐阜市	大杉一般廃棄物最終処分場	10,611	134,097	27,987	41,981	5強	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	7	6弱	5強	5強
	羽島市	一般廃棄物最終処分場	0	18,650	18,650	27,975	6弱	6強	5強	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5弱	5強
	各務原市	大伊木一般廃棄物最終処分場	581	2,400	0	0	6弱	6弱	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6弱	5強	5強
	山県市	クリーンセンター	15	20,859	20,709	31,064	6弱	6弱	5強	5強	5強	5強	5強	7	6強	6弱	5強
	本巣市	本巣廃棄物最終処分場	0	480	480	720	6弱	6弱	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6強	6弱	6弱	5強
		根尾廃棄物最終処分場	10,611	134,097	27,987	41,981	5強	6弱	5強	5強	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱	5強
西濃圏域	大垣市	草道島一般廃棄物最終処分場	112	1,212	92	138	6弱	7	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
		一般廃棄物最終処分場（荒川町）	63	7,315	6,685	10,028	6弱	7	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
		上石津最終処分場（上多良）	1,772	40,969	23,249	34,874	5強	6強	4	5強	4	5弱	5弱	6弱	5強	5強	5強
		墨俣町最終処分場	0	6,794	6,794	10,191	6弱	6強	5弱	5強	5強	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
	海津市	福江一般廃棄物最終処分場	226	40,216	37,956	56,934	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
		今尾一般廃棄物最終処分場	126	9,570	8,310	12,465	6弱	7	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
		戸田一般廃棄物最終処分場	2,961	475	0	0	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
	養老町	一般廃棄物最終処分場	91	2,623	1,713	2,570	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
		祖父江一般廃棄物最終処分場	101	4,371	3,361	5,042	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
	垂井町	葉生埋立最終処分場	6	1,299	1,241	1,862	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
		表佐矢取最終処分場	583	3,471	0	0	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
	関ヶ原町	笹尾埋立処分場	1	1,820	1,810	2,715	5強	6強	4	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5強	5弱
	神戸町	一般廃棄物最終処分場（瀬古）	126	10,698	9,438	14,157	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	5弱	5弱	6弱	5強	5強	5弱
	輪之内町	一般廃棄物最終処分場	11	10,654	10,544	15,816	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5強	6弱	5強	5弱	5弱
	安八町	一般廃棄物最終処分場	70	1,289	589	884	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5弱	5強
	揖斐川町	坂内最終処分場	1	125	115	173	5強	6弱	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6弱	5強	5弱
	南濃衛生施設 利用事務組合	最終処分場	0	1,985	1,985	2,978	6弱	7	5弱	5弱	5弱	4	5強	6弱	5強	5強	5弱
	西南濃粗大廃 棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	215	11,122	8,972	13,458	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱

【表 14】一般廃棄物最終処分場の処理可能量（2 / 3）

圏域名	市町村等	施設名	埋立実績 ※1 (m3/年)	残余容量 ※1 (m3)	10年後 残余容量 ※2 (m3)	10年後 残余量 ※3 (t)	想定震度※4										
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
西濃圏域	西濃環境整備組合	一般廃棄物最終処分場	906	7,311	0	0	6弱	6強	5強	5強	5強	4	5強	6弱	5強	5強	5弱
中濃圏域	美濃市	ごみ埋立処分場	220	4,503	2,303	3,455	5強	5強	5弱	6弱	5弱	5強	5弱	7	6強	6弱	5強
	美濃加茂市	一般廃棄物埋立処分場	95	140,144	139,194	208,791	6弱	5強	5強	5強	5弱	5弱	5強	6強	6弱	5強	6弱
	可児市	一般廃棄物埋立処分場（大森）	536	20,195	14,835	22,253	6弱	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6弱
		一般廃棄物埋立処分場（兼山）	0	750	750	1,125	6弱	5強	5強	5強	5弱	5弱	5強	6弱	6弱	5強	6弱
	郡上市	白鳥管理型処分場	11	511	401	602	5強	5強	6弱	6強	6弱	7	5強	6強	7	7	5強
		高鷲一般廃棄物最終処分場（安定型）	0	200	200	300	6弱	5強	6弱	6強	6強	7	6弱	6強	7	7	5強
		高鷲一般廃棄物最終処分場（管理型）	0	1,410	1,410	2,115	5強	5強	5強	6強	6弱	7	6弱	6強	7	7	5強
		和良埋立場	24	2,210	1,970	2,955	5強	5強	6弱	6強	6弱	7	5強	6強	7	7	5強
	八百津町	市島埋立場	428	6,459	2,179	3,269	6弱	5強	6弱	6強	6強	7	6弱	6強	7	7	5強
		錦織一般廃棄物埋立処分場	0	37,899	37,899	56,849	6弱	5強	5強	6弱	5弱	5弱	5強	6弱	6弱	5弱	6弱
	御嵩町	久田見一般廃棄物埋立処分場	36	16,770	16,410	24,615	5強	5弱	5強	6弱	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5弱	6弱
		南山一般廃棄物埋立処分場	61	3,371	2,761	4,142	6弱	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5弱	6弱
	可茂衛生施設利用組合	緑ヶ丘クリーンセンター最終処分場	0	2,880	2,880	4,320	6弱	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6弱	5強	6弱
		ささゆりクリーンパーク最終処分場	4,008	9,683	0	0	6弱	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6弱
	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃一般廃棄物最終処分場	748	39,960	32,480	48,720	5強	5強	5弱	5強	5弱	5強	5弱	7	6強	6強	5強
東濃圏域	多治見市	大畑センター安定型埋立処分場	1,256	118,063	105,505	158,258	6弱	5強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	6強
		笠原町クリーンセンター安定型埋立処分場	0	106,925	106,925	160,388	6弱	5強	5弱	5強	4	4	4	6弱	5強	5弱	6強
		笠原町クリーンセンター管理型埋立処分場	48	29,327	28,847	43,271	6弱	5強	5弱	5強	5弱	4	4	6弱	5強	5弱	6強
		大畑センター管理型処分場	837	19,704	11,334	17,001	6弱	5強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	6強
	中津川市	中津川環境センター最終処分場	1,562	30,388	14,768	22,152	6弱	5弱	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5強	6弱	5強	6強

【表 14】一般廃棄物最終処分場の処理可能量（3 / 3）

圏域名	市町村等	施設名	埋立実績 ※1 (m3/年)	残余容量 ※1 (m3)	10年後 残余容量 ※2 (m3)	10年後 残余量 ※3 (t)	想定震度※4										
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
東濃圏域	瑞浪市	不燃物埋立処分場	0	7,872	7,872	11,808	6弱	5強	5強	6弱	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強	6強
		新不燃物最終処分場	1,737	20,571	3,205	4,808	6弱	5強	5強	6弱	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強	6強
	恵那市	一般廃棄物最終処分場（第二期）	1,375	13,343	0	0	6弱	5弱	5強	6弱	5弱	5弱	5弱	5強	5強	5弱	6強
	土岐市	土岐市環境センター	8,161	433,194	351,584	527,376	6弱	5強	5弱	6弱	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6強
飛騨圏域	高山市	資源リサイクルセンター埋立処分地	5,558	38,920	0	0	5強	4	6弱	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
		久々野クリーンセンター埋立処分地	0	501	501	752	5強	5弱	6弱	6強	6強	7	5強	5強	6弱	6強	5強
		丹生川埋立処分地	440	3,967	0	0	5強	4	6弱	6強	6弱	7	5強	5強	6弱	6強	5強
		荘川埋立処分地	0	4,000	4,000	6,000	5強	5弱	6弱	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
		上宝埋立処分地	0	1,600	1,600	2,400	5強	5弱	5強	6強	5弱	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
	飛騨市	松ヶ瀬最終処分場	122	2,408	1,188	1,782	5強	5弱	5強	5強	5強	6弱	6強	5弱	5強	6強	5弱
	下呂市	金山町埋立処分場	34	8,639	8,301	12,452	5強	5強	6強	7	6弱	7	6弱	6弱	6強	6弱	6弱
		被覆型一般廃棄物最終処分場	1,098	25,757	14,777	22,166	5強	5強	6強	7	6弱	7	6弱	6弱	6強	6弱	6弱
	白川村	保木脇埋立地	5	6,043	5,993	8,990	5強	5弱	5強	5強	5強	5強	6強	5弱	5強	6弱	5弱
県合計			46,977	1,497,972	1,112,752	1,669,129	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果より

※2 残余容量－埋立実績×10年

※3 10年後残余容量×1.5 t/m<sup>3</sup>

※4 ①：南海トラフ巨大地震 ②：養老-桑名-四日市断層帯地震 ③：阿寺断層系地震（南端から北西へ） ④：阿寺断層系地震（北端から南東へ）

⑤：高山・大原断層帯地震（北端から南西へ） ⑥：高山・大原断層帯地震（南端から北東へ） ⑦：跡津川断層帯地震

⑧：揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ） ⑨：長良川上流断層帯地震（北端から南へ） ⑩：長良川上流断層帯地震（南端から北へ）

⑪：屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

①、②、③、⑤及び⑦については、施設の想定震度。④、⑥、⑧、⑨、⑩及び⑪については、施設が設置されている市町村の最大震度。

ただし、西濃環境整備組合の一般廃棄物最終処分場は、すべての地震について施設が設置されている市町村の最大震度

**【圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量】**

圏域ごとの災害廃棄物発生量、焼却処理と最終処分ごとの要処理量、圏域内の処理可能量、広域処理等必要量、及び他圏域からの受け入れ可能量の関係を、表15～25に示す。

**【表15】 南海トラフ巨大地震**

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	2,739	137	548	229	102	0	446	92	0
西濃圏域	1,437	72	287	183	184	0	103	111	0
中濃圏域	734	37	147	150	384	0	0	113	237
東濃圏域	831	42	166	75	945	0	0	33	779
飛騨圏域	222	11	44	61	55	0	0	49	10
県合計	5,964	298	1,193	697	1,669	0	549	398	1,026
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(評価) 焼却処理については各圏域内での処理が可能。最終処分については岐阜圏域と西濃圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。

**【表16】 養老-桑名-四日市断層帯地震**

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	4,001	200	800	229	102	0	698	29	0
西濃圏域	5,596	280	1,119	183	184	97	935	0	0
中濃圏域	321	16	64	150	384	0	0	134	319
東濃圏域	126	6	25	75	945	0	0	68	920
飛騨圏域	4	0	1	61	55	0	0	60	54
県合計	10,049	502	2,010	697	1,669	97	1,633	291	1,293
					広域処理の 不足量	0	340		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(評価) 焼却処理については西濃圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。最終処分については岐阜圏域と西濃圏域で広域処理が必要となり、他圏域でも対応不可となる。

【表 17】阿寺断層系地震（南端から北西へ）

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	125	6	25	229	102	0	0	223	77
西濃圏域	76	4	15	183	184	0	0	179	169
中濃圏域	356	18	71	150	384	0	0	132	312
東濃圏域	271	14	54	75	945	0	0	61	891
飛騨圏域	1,559	78	312	61	55	17	257	0	0
県合計	2,387	119	477	697	1,669	17	257	595	1,449
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。最終処分についても飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。

【表 18】阿寺断層系地震（北端から南東へ）

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	182	9	36	229	102	0	0	220	65
西濃圏域	133	7	27	183	184	0	0	176	158
中濃圏域	350	18	70	150	384	0	0	132	314
東濃圏域	1,282	64	256	75	945	0	0	11	689
飛騨圏域	997	50	199	61	55	0	145	11	0
県合計	2,945	147	589	697	1,669	0	145	549	1,225
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については各圏域内での処理が可能。最終処分については飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。

【表 19】 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	168	8	34	229	102	0	0	220	68
西濃圏域	142	7	28	183	184	0	0	176	156
中濃圏域	584	29	117	150	384	0	0	120	267
東濃圏域	18	1	4	75	945	0	0	74	941
飛騨圏域	1,483	74	297	61	55	14	242	0	0
県合計	2,396	120	479	697	1,669	14	242	590	1,432
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。最終処分についても飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。

【表 20】 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	0	0	0	229	102	0	0	229	102
西濃圏域	0	0	0	183	184	0	0	183	184
中濃圏域	98	5	20	150	384	0	0	145	364
東濃圏域	1	0	0	75	945	0	0	75	945
飛騨圏域	2,025	101	405	61	55	41	350	0	0
県合計	2,125	106	425	697	1,669	41	350	631	1,595
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。最終処分についても飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。

【表 21】跡津川断層帯地震

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	350	18	70	229	102	0	0	211	32
西濃圏域	208	10	42	183	184	0	0	172	143
中濃圏域	265	13	53	150	384	0	0	136	331
東濃圏域	24	1	5	75	945	0	0	74	940
飛騨圏域	2,056	103	411	61	55	42	357	0	0
県合計	2,904	145	581	697	1,669	42	357	594	1,445
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。最終処分についても飛騨圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。

【表 22】揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	6,830	342	1,366	229	102	113	1,264	0	0
西濃圏域	1,366	68	273	183	184	0	89	115	0
中濃圏域	2,708	135	542	150	384	0	158	14	0
東濃圏域	225	11	45	75	945	0	0	63	900
飛騨圏域	18	1	4	61	55	0	0	60	51
県合計	11,147	557	2,229	697	1,669	113	1,511	252	951
					広域処理の 不足量	0	560		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については岐阜圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。最終処分については岐阜圏域と西濃圏域、中濃圏域で広域処理が必要となり、他圏域でも対応不可となる。

【表 23】長良川上流断層帯地震（北端から南へ）

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	1,077	54	215	229	102	0	114	175	0
西濃圏域	286	14	57	183	184	0	0	169	127
中濃圏域	2,206	110	441	150	384	0	58	39	0
東濃圏域	203	10	41	75	945	0	0	65	904
飛騨圏域	209	10	42	61	55	0	0	50	13
県合計	3,981	199	796	697	1,669	0	171	498	1,044
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については各圏域内での処理が可能。最終処分については岐阜圏域と中濃圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。

【表 24】長良川上流断層帯地震（南端から北へ）

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	66	3	13	229	102	0	0	226	89
西濃圏域	44	2	9	183	184	0	0	181	175
中濃圏域	1,177	59	235	150	384	0	0	91	148
東濃圏域	2	0	0	75	945	0	0	75	945
飛騨圏域	92	5	18	61	55	0	0	56	36
県合計	1,380	69	276	697	1,669	0	0	628	1,393
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については各圏域内での処理が可能。最終処分についても各圏域内での処理が可能。

【表 25】屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

圏域	発生総量	要処理量		圏域内の処理可能量		広域処理等必要量		他圏域からの受け入れ可能量	
		焼却処理量 (余熱利用問 わず)(5%)	最終処分量 (19%+焼却 灰1%)	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	157	8	31	229	102	0	0	221	70
西濃圏域	82	4	16	183	184	0	0	179	168
中濃圏域	152	8	30	150	384	0	0	142	353
東濃圏域	3,905	195	781	75	945	121	0	0	164
飛騨圏域	16	1	3	61	55	0	0	60	51
県合計	4,312	216	862	697	1,669	121	0	602	807
					広域処理の 不足量	0	0		

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

(評価) 焼却処理については東濃圏域で広域処理が必要となるが、他圏域で対応可能。最終処分については各圏域内での処理が可能。

【広報チラシの作成例】

被災された方・ボランティアの皆様へのご願い 年 月 日

## 災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ  
家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶磁器くず ③ 瓦
- ④ 金属くず ⑤ 畳 ⑥ 木くず
- ⑦ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ⑧ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- ⑨ 石膏ボード・スレート板

【持込できないごみ】

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）を持ち込む場合は、しっかりと分別し、受付の係員にお伝えください。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においでください

場所：○○○○○○○○  
開設期間：○月○日まで  
開設時間：9:00～16:00

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○）へ相談してください。

【問合せ】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○

※ 編集可能なファイルは、環境省ホームページ「災害廃棄物対策情報サイト」からダウンロード可能